

中野区介護保険の運営状況（平成30年度）について

1 趣旨

中野区介護保険の運営状況（平成30年度）をとりまとめたので報告する。

2 概要

(1) 中野区の高齢者人口（平成31年4月1日現在）

67,946人（人口全体の20.4%、前年度比0.1%増）

(2) 第1号被保険者数（65歳以上の被保険者）（平成31年3月末日）

68,748人（※注）（前期高齢者31,984人、後期高齢者36,764人）

※注…住所地特例により、第1号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。

(3) 要介護認定・要支援認定者数等（平成31年3月末日）

14,226人（前年度比3.1%増）

(4) 介護サービスの利用

介護サービスの利用人数は11,653人であった。（利用者数の割合は前年度比0.7ポイント増）居宅サービス利用者数は10,203人で0.8ポイント増、施設サービス利用者数は1,450人で0.1ポイント減となった。また、平成30年度の保険給付費は約190億6千2百万円となった。（前年度比1.8%増）

介護保険の利用者負担軽減策のひとつである高額医療・高額介護合算療養費の平成30年度の支払いは、支給件数2,530件、支給額約9千4百万円となった。

(5) 地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても地域で日常生活を営むことができるよう支援を行った。主な内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、運動機能向上や健康・生きがづくり事業、地域包括支援センター（区内8か所）における専門職員による高齢者総合相談受付、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、成年後見制度利用支援等がある。

(6) 介護保険料

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度から令和2年度）の保険料基準額は年額で68,709円、所得段階別区分は17段階となっており、第1号被保険者の保険料徴収方法別内訳は、平成30年度末時点で特別徴収対象者が57,870人（84.2%）、普通徴収対象者が10,878人（15.8%）であった。介護保険料納入額は、平成30年度決算で約49億8千5百万円、収納率は95.9%となった。

(7) 介護サービス事業所

平成31年3月現在、中野区内の介護サービス事業所数は、居宅サービスが314事業所、地域密着型サービスが98事業所、施設サービスが12施設となっている。

基盤整備の状況としては以下のとおりである。

①東京都住宅供給公社が、公社住宅建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備に活用し特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

特別養護老人ホーム（定員84人）、併設型短期入所（定員12人）、老人保健施設（定員64人）、通所リハビリテーション（定員30人）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が令和元年7月に開設した。

②公募により国有地（江古田四丁目）を借り受けて特養等を運営する事業者として選定した法人（(社福)東京武尊会）を、5月に国が整備運営事業者として決定した。

特別養護老人ホーム（定員100人）、短期入所生活介護（定員12人）、認知症高齢者グループホーム（定員18人）、都市型軽費老人ホーム（定員9人）、事業所内保育所（定員29人）を令和2年4月に開設予定。

③公募により区有地（江古田三丁目）を借り受けて介護保険事業所を運営する法人（(社福)悠遊）が小規模多機能型居宅介護等を平成31年3月に開設した。

小規模多機能型居宅介護（登録定員29人、通い18人、泊まり9人）、認知症高齢者グループホーム（定員18人）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を平成31年3月に開設した。

④江古田三丁目地域密着型サービスを運営する事業者（(株)ケア21）を選定し、認知症高齢者グループホーム（定員18人）を平成30年9月に開設した。

(8) 介護保険の円滑な利用のための各種施策

介護サービスの質の向上を図るため、介護従事者の定着支援や、介護事業者向けの研修や実地指導などを行った。

(9) 介護保険制度の広報活動

広報活動として、区報、ホームページ、個別広報等により、保険料や認定申請の方法、サービスの利用方法についてわかりやすい周知に努めるとともに、「介護の日」啓発事業として福祉用具の展示を行ったり、制度説明会の開催、区内事業所が主催するイベント等を掲載したパンフレットの配布を行った。

3 今後の予定

10月中旬 ホームページに掲載

11月 区報（11月20日号）に掲載

中野区介護保険の運営状況（平成30年度）

令和元年10月

中野区地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者	2
3	要介護認定・要支援認定	5
4	介護サービスの利用	11
5	地域支援事業	31
6	介護保険料	42
7	介護サービス事業所	50
8	介護保険の円滑な利用のための各種施策	55
9	介護保険制度の広報活動	62
10	介護保険部会	65
補足資料		
	介護保険特別会計の決算状況	67
	介護保険制度発足後の推移	69

- 注 1 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
- 3 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が令和元年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。

1 中野区の人口構成

平成31年4月現在の中野区の人口は332,957人であり、そのうち高齢者人口（65歳以上の人口）は67,946人（構成比20.4%）、0歳から64歳までの人口は265,011人（構成比79.6%）となっている。

年齢区分別の人口をみると、平成27年4月以降各区分とも毎年増加している。

年齢区分別の人口構成比は、0歳～39歳が平成29年以降少しずつ減少している一方、40歳～64歳が平成29年4月以降微増している。65歳以上としては平成27年4月以降微減しており、前期高齢者、後期高齢者を比べると、その構成比は平成27年4月に同率となって以降、再び後期高齢者の構成比が前期高齢者を上回り差が広がりつつある。

表1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年4月1日)

		区 分	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
全国 (単位： 万人・%)	人口	合計	12,694	12,699	12,679	12,650	12,623
		0歳～39歳	5,086	5,023	4,946	4,881	4,824
		40歳～64歳	4,259	4,242	4,242	4,232	4,226
		高齢者人口	3,349	3,435	3,492	3,538	3,575
		65歳～74歳	1,731	1,761	1,764	1,763	1,745
		75歳以上	1,618	1,674	1,728	1,775	1,830
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	40.1	39.6	39.0	38.6	38.2
		40歳～64歳	33.6	33.5	33.5	33.4	33.5
		高齢者人口	26.4	27.0	27.5	28.0	28.3
		65歳～74歳	13.6	13.9	13.9	13.9	13.8
		75歳以上	12.7	13.2	13.6	14.0	14.5
中野区 (単位： 人・%)	人口	合計	318,530	323,688	326,839	329,577	332,957
		0歳～39歳	148,933	151,589	152,770	153,675	154,792
		40歳～64歳	103,341	104,983	106,474	108,055	110,219
		高齢者人口	66,256	67,116	67,595	67,847	67,946
		65歳～74歳	33,005	33,185	32,828	32,441	31,890
		75歳以上	33,251	33,931	34,767	35,406	36,056
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	46.8	46.8	46.7	46.6	46.5
		40歳～64歳	32.4	32.4	32.6	32.8	33.1
		高齢者人口	20.8	20.7	20.7	20.6	20.4
		65歳～74歳	10.4	10.3	10.0	9.8	9.6
		75歳以上	10.4	10.5	10.6	10.7	10.8

2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険に加入する第2号被保険者に区分される。

(1) 第1号被保険者

① 被保険者数の推移

第1号被保険者は増加傾向にあり、平成23年以降、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者の割合を上回っている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年3月末日)

区分		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
人数	第1号被保険者数	66,892	67,779	68,289	68,581	68,748
	65歳～74歳	33,044	33,239	32,920	32,527	31,984
	75歳以上	33,848	34,540	35,369	36,054	36,764
構成比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	49.4	49.0	48.2	47.4	46.5
	75歳以上	50.6	51.0	51.8	52.6	53.5

※住所地特例及び他住所地特例により、第1号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。
住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

② 異動事由の推移

転出者が転入者を上回っているが、死亡者数よりも65歳到達者数がさらに多いことから、第1号被保険者数は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由 (単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成26年度	611	5	3,981	0	3	4,600
平成27年度	756	4	3,508	0	8	4,276	
平成28年度	678	12	3,251	0	3	3,944	
平成29年度	613	8	3,061	0	3	3,685	
平成30年度	725	0	2,899	0	68	3,692	
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成26年度	976	33	2,415	0	10	3,434
平成27年度	988	34	2,354	0	13	3,389	
平成28年度	1,017	21	2,388	0	8	3,434	
平成29年度	948	14	2,412	0	19	3,393	
平成30年度	968	20	2,500	0	37	3,525	

※「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方
 ※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方
 ※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

(2) 第2号被保険者

表4 第2号被保険者の推移

(単位：人 各年3月末日)

平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
103,667	102,599	104,092	108,491	108,190

※医療保険に加入していない生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

(3) 住所地特例

中野区に住所を有する65歳以上の方及び医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方は原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地（中野区）の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表5のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第1号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表5 住所地特例取扱者数の推移

(単位：人 各年3月末日)

		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
第1号被保険者	住所地特例	741	792	840	905	990
	他住所地特例	95	108	132	146	165
第2号被保険者	住所地特例	1	2	3	3	6
	他住所地特例	1	1	1	1	1

(4) 第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違い

① 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

② 介護保険サービスの利用

第1号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第2号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の16疾病（特定疾病・下記参照）により介護を要する状態になり、要介護認定を受けた場合に限られる。

※介護保険の特定疾病（16種類）

- がん末期 ・ 初老期の認知症 ・ 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など） ・ 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ・ 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症 ・ 糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経症） ・ 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ・ 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）
- 関節リウマチ ・ 後縦靭帯骨化症 ・ 脊柱管狭窄症 ・ 骨折をともなう骨粗しょう症
- 早老症

3 要介護認定・要支援認定

介護保険のサービスを利用するには要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある（介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合を除く）。

被保険者から要介護（要支援）認定の申請がなされると、区は心身の状態等を把握するための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関する意見書の提出を求める。

介護認定審査会は、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った一次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態（要支援状態）区分の判定を行う。

（1）要介護（要支援）認定申請

要介護（要支援）認定の申請は、地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域事務所で受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護（要支援）認定の申請件数は表6のとおり推移している。平成30年度の更新数が大きく減少しているのは、認定有効期間について制度改正があり、（平成23年度より区分変更申請が、平成24年度より新規申請がそれぞれ最長12か月まで）更新申請については平成29年度より原則12か月、最長で24か月まで、平成30年度より最長で36か月まで延長できるようになったことによる。

表6 要介護（要支援）申請の種類別申請件数の推移（単位：件）

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成26年度	3,410	8,168	2,131	156	13,865
平成27年度	3,340	8,559	2,097	160	14,156
平成28年度	3,297	8,250	2,207	153	13,907
平成29年度	3,339	8,116	2,349	145	13,949
平成30年度	3,289	5,549	2,507	132	11,477

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したもの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護（要支援）認定者等の推移

① 要介護（要支援）認定者数等の推移

表7 要介護（要支援）認定者数等の推移 (単位：人 各年3月末日)

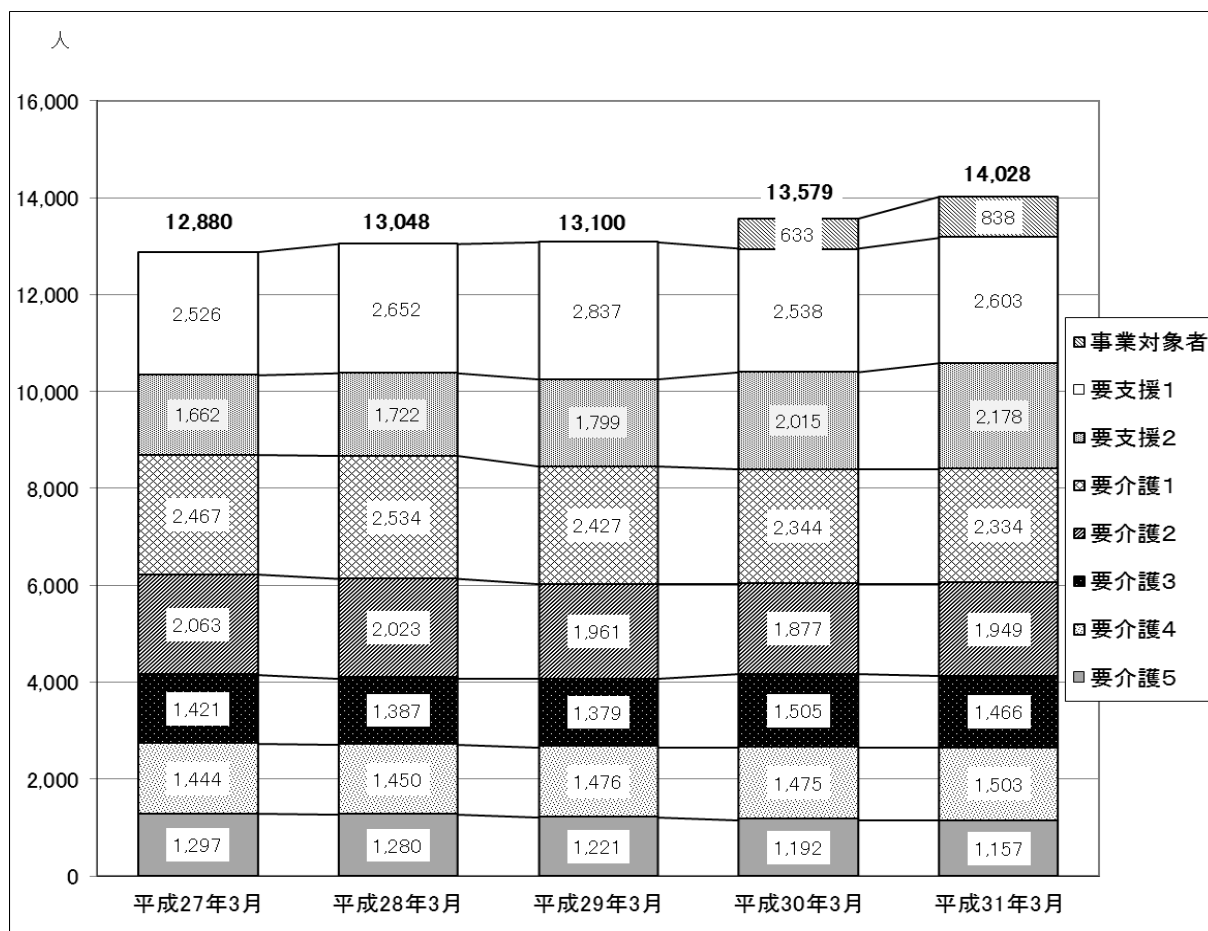
区分	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
事業対象者(※)	—	—	—	633	838
要支援1	2,555	2,683	2,869	2,563	2,632
要支援2	1,701	1,759	1,840	2,060	2,223
要介護1	2,505	2,577	2,455	2,369	2,352
要介護2	2,120	2,082	2,007	1,931	1,988
要介護3	1,433	1,412	1,409	1,527	1,491
要介護4	1,463	1,470	1,500	1,496	1,517
要介護5	1,326	1,306	1,242	1,220	1,185
計	13,103	13,289	13,322	13,799	14,226

※平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始したことにより、要支援状態の方は事業対象者として訪問型サービス・通所型サービスのみ利用できることとなった。

要介護（要支援）の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者数等は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

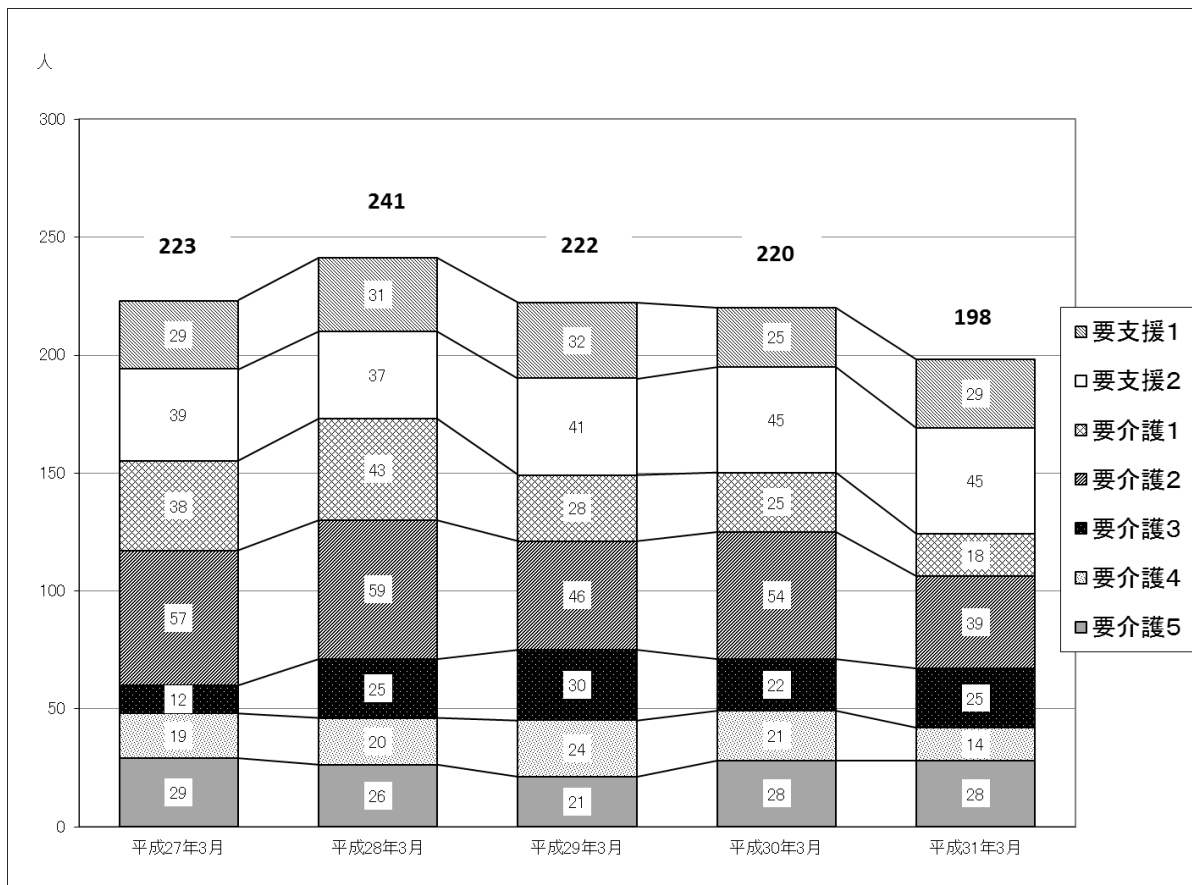
グラフ8 要介護（要支援）認定者等のうち第1号被保険者の推移

(各年3月末日)



グラフ9 要介護（要支援）認定者等のうち第2号被保険者の推移

(各年3月末日)



② 第1号被保険者の認定者数・認定率

ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移 (単位：人、% 各年3月末日)

区分		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
被保険者数	第1号被保険者	66,892	67,779	68,289	68,581	68,748
	65歳～74歳	33,044	33,239	32,920	32,527	31,984
	75歳以上	33,848	34,540	35,369	36,054	36,764
認定者数	第1号被保険者	12,880	13,048	13,100	12,946	13,190
	65歳～74歳	1,502	1,475	1,402	1,332	1,310
	75歳以上	11,378	11,573	11,698	11,614	11,880
認定率	第1号被保険者	19.25	19.25	19.18	18.88	19.19
	65歳～74歳	4.55	4.44	4.26	4.10	4.10
	75歳以上	33.61	33.51	33.07	32.21	32.31

イ 認定率の年齢別比較

平成31年3月末日現在の、第1号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率を、年齢5歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表11のとおりとなる。

表11 第1号被保険者の年齢別認定率（5歳刻み） （単位：人、％）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
被保険者	16,176	15,808	13,303	10,701	7,726	5,034	68,748
認定者	441	869	1,597	2,735	3,738	3,810	13,190
認定率	2.73	5.50	12.00	25.56	48.38	75.69	19.19

ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

i 要介護度別認定率の比較

平成31年3月末日現在で全国及び東京都平均と比較すると、要介護3以上の認定率は同じくらいの数値となっている。

表12 第1号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較 （単位：人、％）

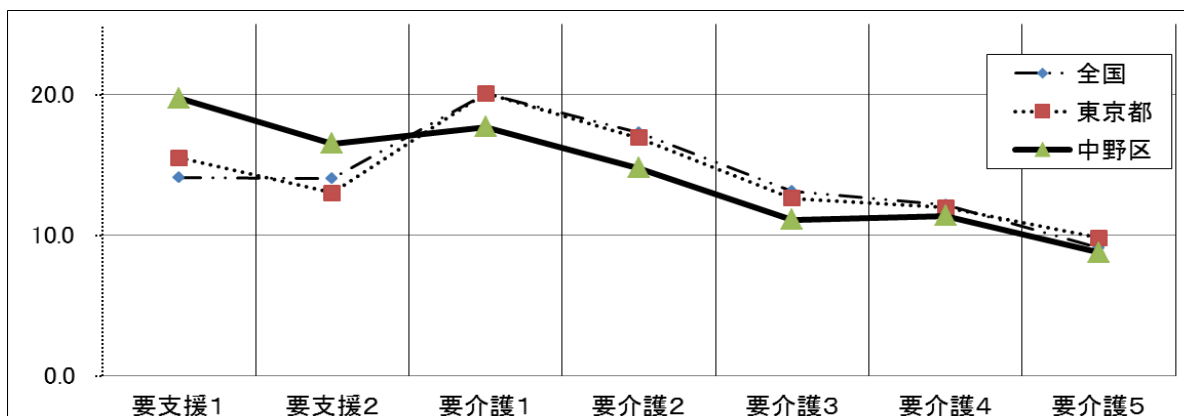
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
認定者数	全国	927,688	925,524	1,323,102	1,137,175	866,569	801,079	6,582,416
	東京都	94,182	79,038	122,080	102,822	76,710	72,771	607,128
	中野区	2,603	2,178	2,334	1,949	1,466	1,503	13,190
認定率	全国	2.6	2.6	3.8	3.2	2.5	2.3	18.7
	東京都	3.0	2.5	3.9	3.3	2.5	2.3	19.5
	中野区	3.8	3.2	3.4	2.8	2.1	2.2	19.2

※第1号被保険者数…全国：35,251,985人、東京都：3,119,829人、中野区：68,748人

ii 認定者の要介護度別の構成割合比較

平成31年3月末日現在の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援1・2は上回り、要介護1・2・3は下回っている。要介護4・5は同じくらいの数値となっている。

グラフ13 全認定者に占める要介護度別の割合 （単位：％）



(3) 介護認定調査

認定調査員は、被保険者を訪問し、被保険者の心身の状況等を調査する。また、都道府県が指定した指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業所等に認定調査を委託することが出来る。認定有効期間について制度改正があり、更新申請が平成29年度より最長24か月まで延長できるようになったことが影響し、平成30年度の認定申請数が減少したことに伴い、調査数も減少している。

表14 認定調査の実施状況 (単位：件数、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
事務受託法人	8,326	61.2	8,419	62.4	7,991	73.4
介護支援事業所等	4,266	31.3	4,008	29.7	1,812	16.6
区職員	1,005	7.4	1,038	7.7	1,072	9.8
他市区町村	19	0.1	20	0.2	16	0.2
合計	13,616	100.0	13,485	100.0	10,891	100.0

(4) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200人以内で、任期は2年である。平成31年3月現在は124人の委員で構成され、任期は平成31年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4人で組織する合議体（平成31年3月現在17合議体）ごとに行われる。

平成30年度の表16、表17の減少は、認定有効期間について制度改正があり、更新申請が平成29年度より最長24か月まで延長できるようになったことが影響し、平成30年度の認定申請数が減少したことによる。

① 認定審査会委員の構成

表15 認定審査会の職種別構成 (単位：人 平成31年3月現在)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	46	学識経験者	0	介護福祉士	2
歯科医師	10	理学療法士	5	施設職員	12
保健師	5	作業療法士	2	医療相談員	0
看護師	12	柔道整復師	2	合計	124
薬剤師	5	社会福祉士	23		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

表 1 6 認定審査会開催状況 (単位：回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成28年度	392	13,671	34.9
平成29年度	394	13,389	34.0
平成30年度	354	10,952	30.9

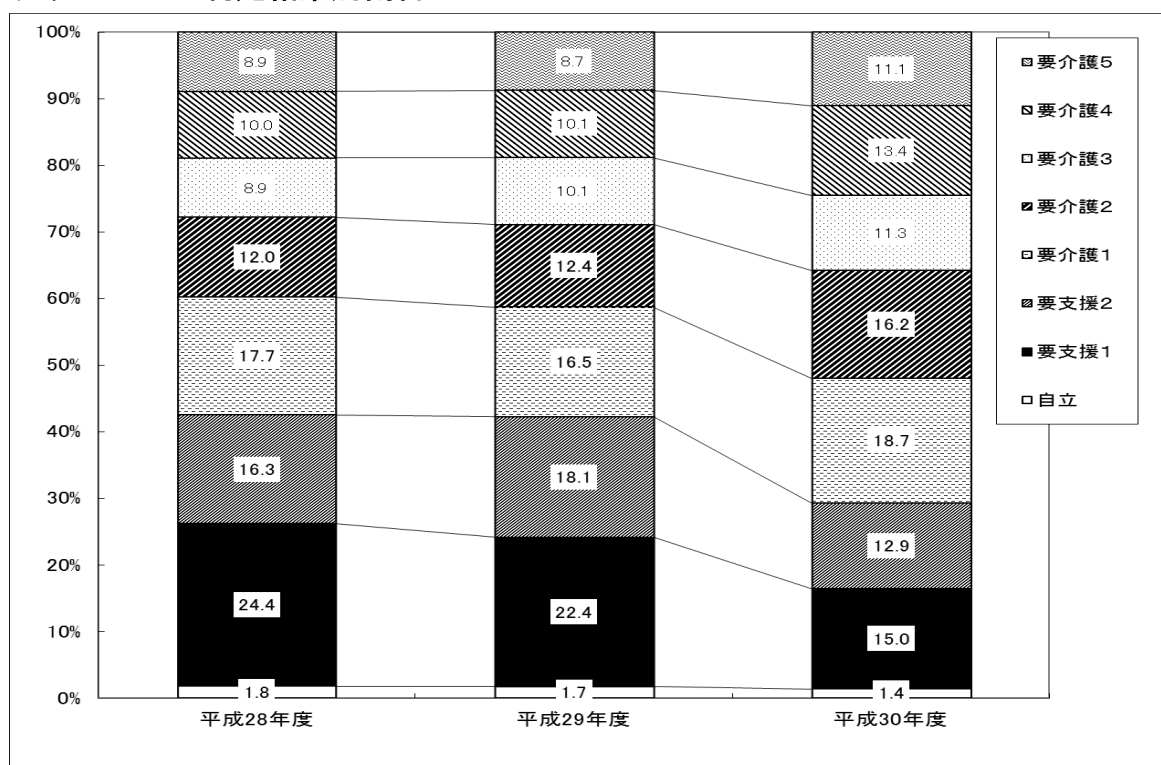
③ 区分別判定状況

表 1 7 区分別判定状況 (単位：件)

	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	新規	155	1,124	449	567	326	171	207	147	3,146
	更新	92	2,117	1,588	1,473	942	663	721	690	8,286
	転入	0	26	18	29	24	24	18	16	155
	変更	0	16	133	309	325	336	401	343	1,863
	合計	247	3,283	2,188	2,378	1,617	1,194	1,347	1,196	13,450
平成29年度	新規	128	1,016	540	555	300	191	197	163	3,090
	更新	102	1,887	1,671	1,290	971	753	678	673	8,025
	転入	0	26	13	36	19	18	18	12	142
	変更	0	18	166	296	343	371	432	292	1,918
	合計	230	2,947	2,390	2,177	1,633	1,333	1,325	1,140	13,175
平成30年度	新規	103	986	588	566	374	175	197	151	3,140
	更新	41	600	632	1,063	919	653	802	653	5,363
	転入	0	17	19	29	19	19	12	18	133
	変更	0	11	141	350	429	369	427	368	2,095
	合計	144	1,614	1,380	2,008	1,741	1,216	1,438	1,190	10,731

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 1 8 判定結果別割合



4 介護サービスの利用

(1) 介護サービス利用の概況

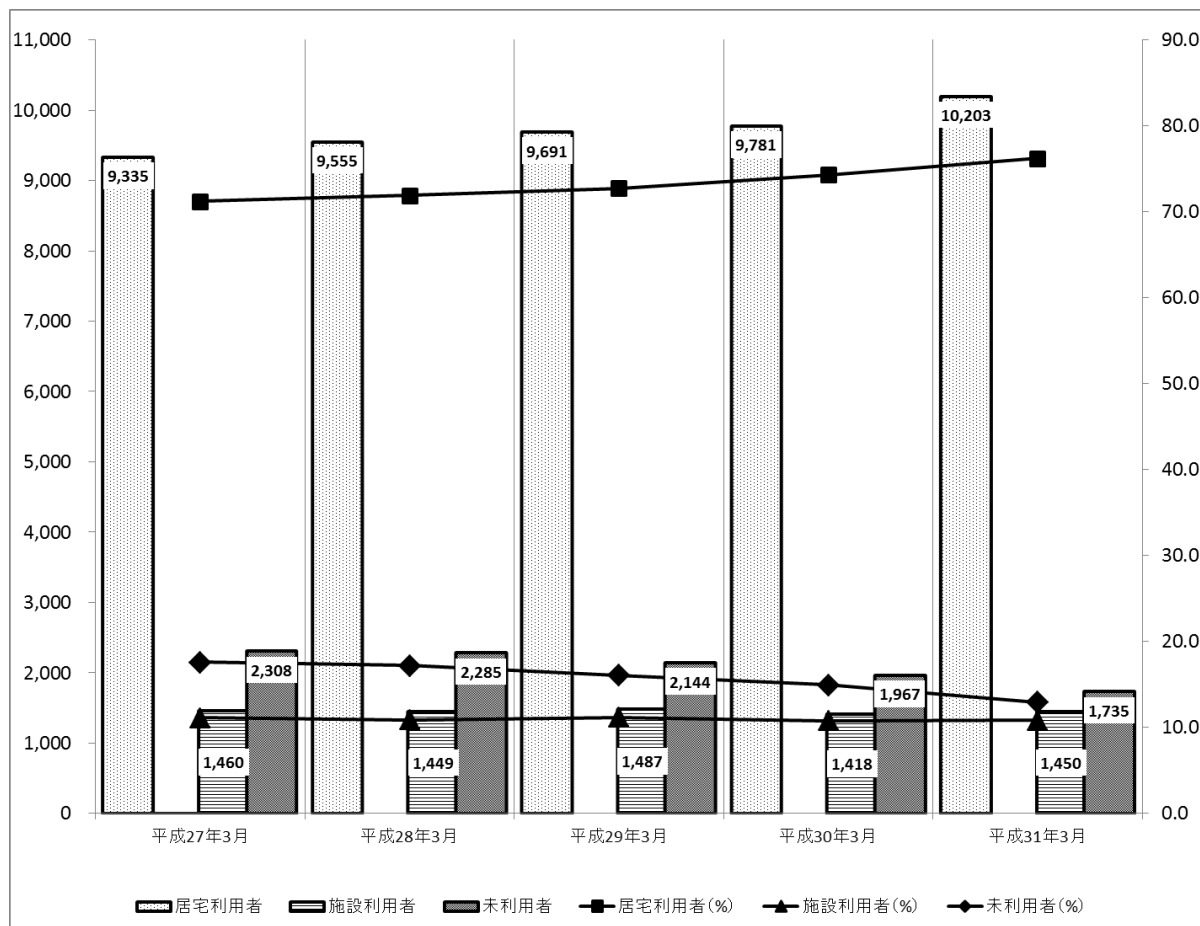
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）と居宅サービスの2つに分類される。過去5年間に於ける介護サービスの利用者数は表19のとおりであり、介護サービスの利用率（各年3月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）は、毎年増加している。

表19 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)

区分		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
人数	認定者	13,103	13,289	13,322	13,799	14,226
	利用者	10,795	11,004	11,178	11,199	11,653
	居宅	9,335	9,555	9,691	9,781	10,203
	施設	1,460	1,449	1,487	1,418	1,450
	未利用者	2,308	2,285	2,144	2,600	2,573
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	82.4	82.8	83.9	81.2	81.9
	居宅	71.2	71.9	72.7	70.9	71.7
	施設	11.1	10.9	11.2	10.3	10.2
	未利用者	17.6	17.2	16.1	18.8	18.1

※「区分」の「人数」と「割合」には事業対象者を含む

グラフ20 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表 21 及びグラフ 22 のとおりであり、平成 27 年度以降、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所が原則要介護 3 以上の方に限定されたため、要介護 1・2 が減少する傾向にある。居宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表 23 及びグラフ 24 のとおりとなっている。

表 2 1 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人)

区 分	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
要支援 1	0	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0	0
要介護 1	92	70	78	61	61
要介護 2	156	140	114	117	114
要介護 3	282	276	277	275	282
要介護 4	462	477	523	493	534
要介護 5	468	486	495	472	459
合計	1,460	1,449	1,487	1,418	1,450

グラフ 2 2 要介護度別施設サービス利用者数推移

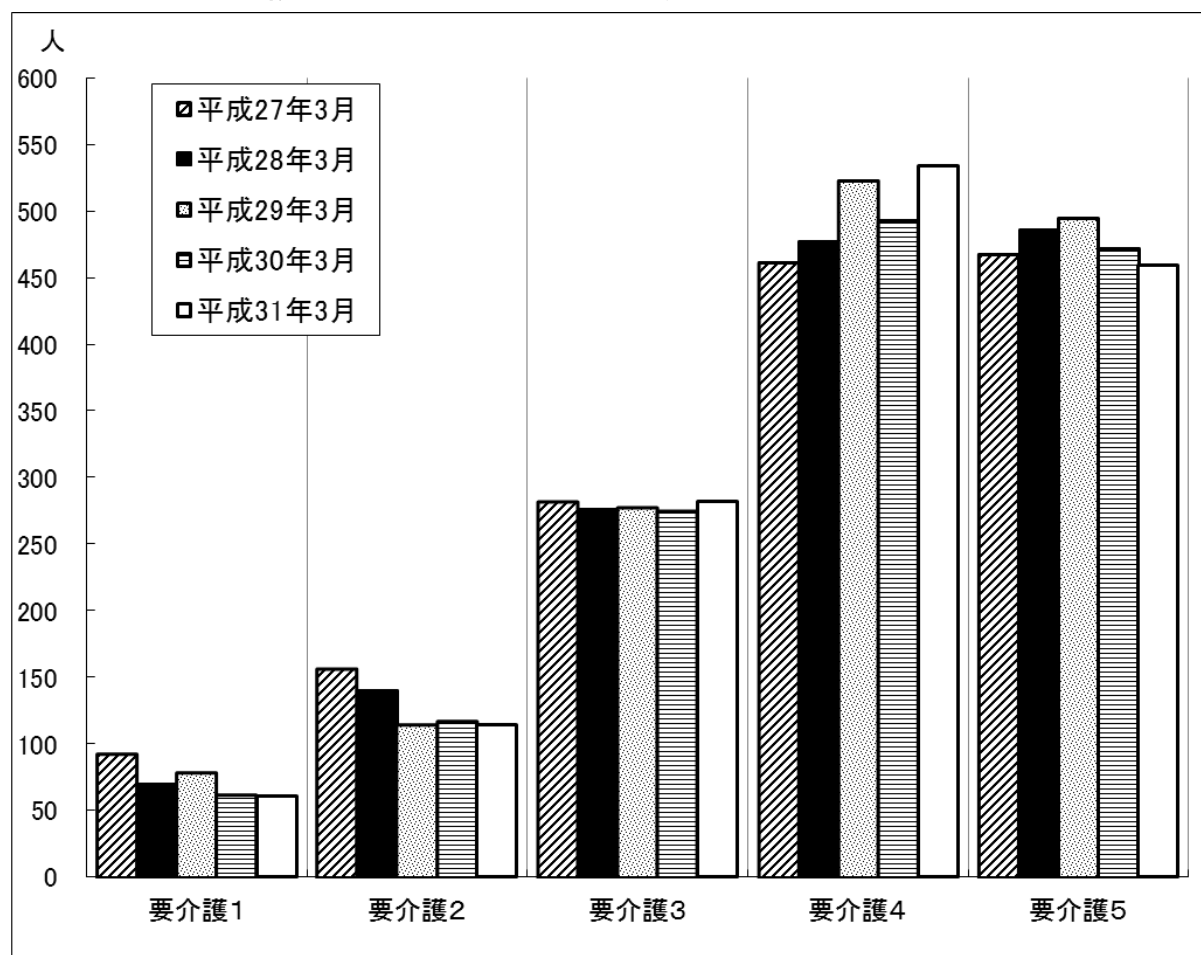
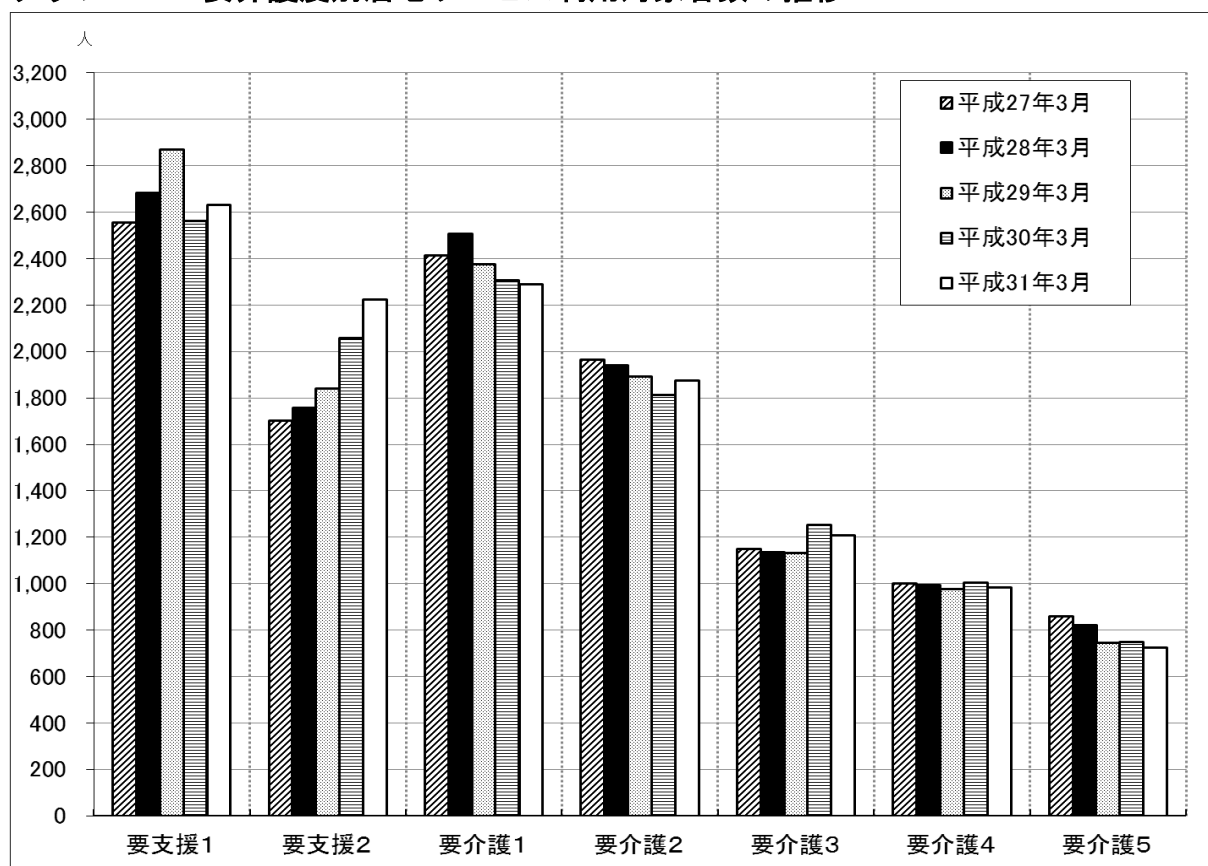


表 2 3 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
要支援 1	2,555	2,683	2,869	2,563	2,632
要支援 2	1,701	1,759	1,840	2,060	2,223
要介護 1	2,413	2,507	2,377	2,308	2,291
要介護 2	1,964	1,942	1,893	1,814	1,874
要介護 3	1,151	1,136	1,132	1,252	1,209
要介護 4	1,001	993	977	1,003	983
要介護 5	858	820	747	748	726
計	11,643	11,840	11,835	11,748	11,938

※認定者数から施設サービス利用者数を差し引いた人数を、居宅サービス利用対象者数としている。

グラフ 2 4 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

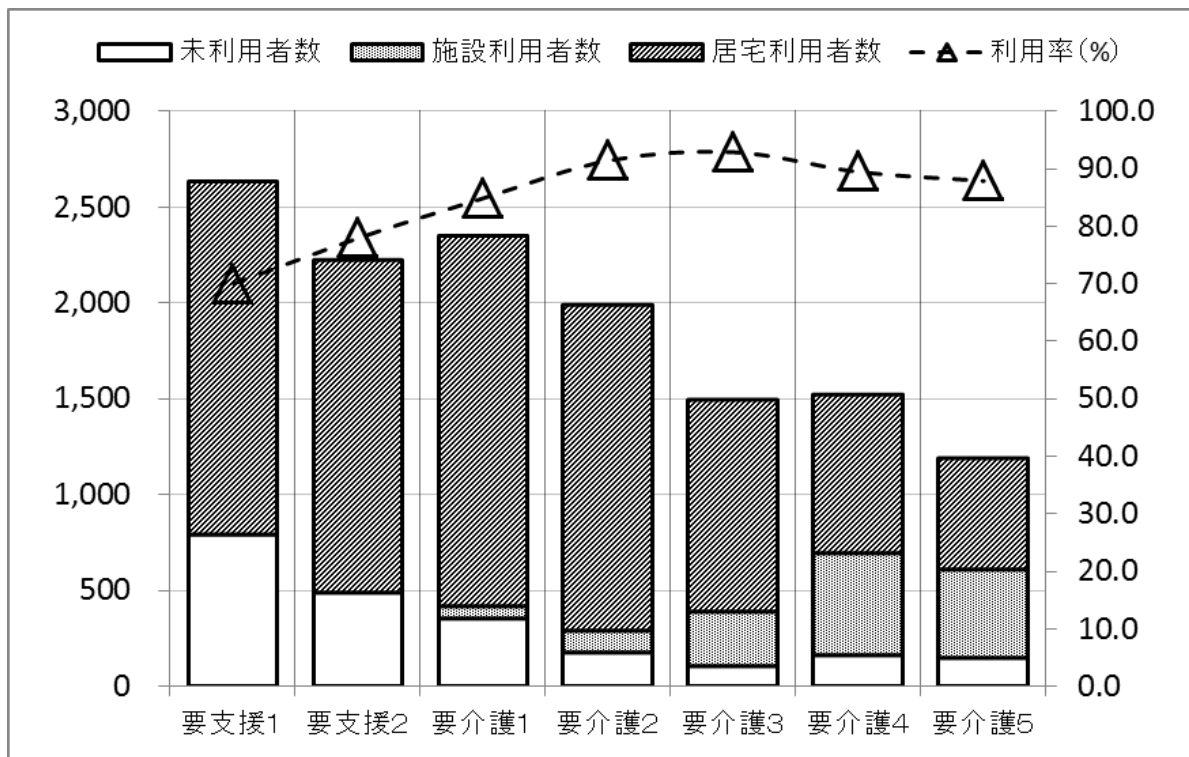


平成 31 年 3 月末日現在の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表 25 及びグラフ 26 のとおりとなる。

表 2 5 要介護度別サービス利用状況 (単位：人、% 平成 31 年 3 月末日)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設利用者数	0	0	61	114	282	534	459
居宅利用者数	1,844	1,736	1,939	1,706	1,105	825	584
未利用者数	788	487	352	168	104	158	142
利用率 (%)	70.1	78.1	85.0	91.5	93.0	89.6	88.0

グラフ26 要介護度別サービス利用状況（単位：人、% 平成31年3月末日）



区が策定した第7期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した参酌標準等を参考として推計した介護サービス見込量（計画値）と平成30年度の実績を比較すると、表27から表30のとおりとなっている。

※表中の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

表27 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型以外の居宅サービス）

区分	平成30年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
訪問介護	29,542人	30,660人	96.4%
訪問入浴	2,817人	2,988人	94.3%
訪問看護	15,396人	15,120人	101.8%
訪問リハビリテーション	3,090人	3,060人	101.0%
居宅療養管理指導	35,985人	34,200人	105.2%
通所介護	20,839人	20,652人	100.9%
通所リハビリテーション	4,041人	4,248人	95.1%
短期入所生活介護	5,897人	5,892人	100.1%
短期入所療養介護	873人	996人	87.7%
福祉用具貸与	38,592人	38,604人	100.0%
特定福祉用具販売	608人	756人	80.4%
住宅改修費	445人	528人	84.3%
居宅介護支援	57,458人	57,960人	99.1%
特定施設入所者生活介護	13,994人	13,524人	103.5%

表 2 8 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成30年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	431人	360人	119.7%
夜間対応型訪問介護	392人	480人	81.7%
認知症対応型通所介護	3,474人	3,420人	101.6%
小規模多機能型居宅介護	1,189人	1,176人	101.1%
認知症対応型共同生活介護	3,587人	3,636人	98.7%
地域密着型介護福祉施設	0人	0人	-
地域密着型通所介護	14,216人	15,000人	94.8%

表 2 9 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

区分	平成30年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
特別養護老人ホーム	11,742人	12,384人	94.8%
老人保健施設	4,048人	4,356人	92.9%
介護療養型医療施設	1,578人	1,560人	101.2%

表 3 0 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

区分	平成30年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
介護予防訪問介護 ※	4人	0人	—
介護予防訪問入浴	15人	12人	125.0%
介護予防訪問看護	5,427人	5,316人	102.1%
介護予防訪問リハビリテーション	1,005人	948人	106.0%
介護予防居宅療養管理指導	5,667人	4,800人	118.1%
介護予防通所介護 ※	1人	0人	—
介護予防通所リハビリテーション	3,488人	3,564人	97.9%
介護予防短期入所生活介護	151人	180人	83.9%
介護予防短期入所療養介護	36人	48人	75.0%
介護予防福祉用具貸与	18,073人	17,400人	103.9%
介護予防特定福祉用具販売	313人	348人	89.9%
介護予防住宅改修	339人	420人	80.7%
介護予防支援	23,545人	27,600人	85.3%
介護予防特定施設入所者生活介護	3,408人	2,772人	122.9%
介護予防小規模多機能型居宅介護	120人	72人	166.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	13人	0人	—

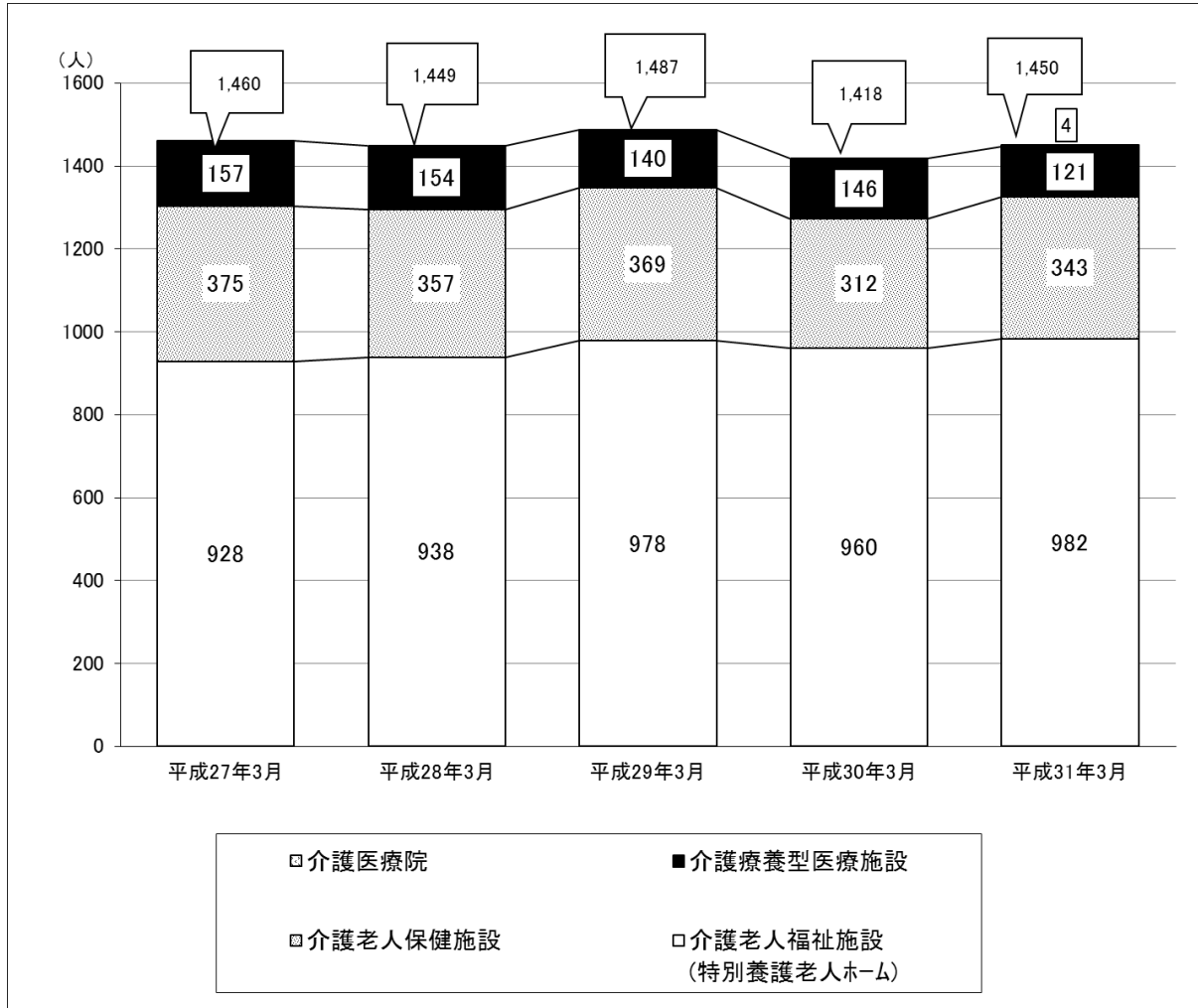
※中野区では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しているため、実績は 0 人であり、平成 29 年度の遡及分の実績である。

(2) 施設サービス

①施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ 31 のとおり推移している。

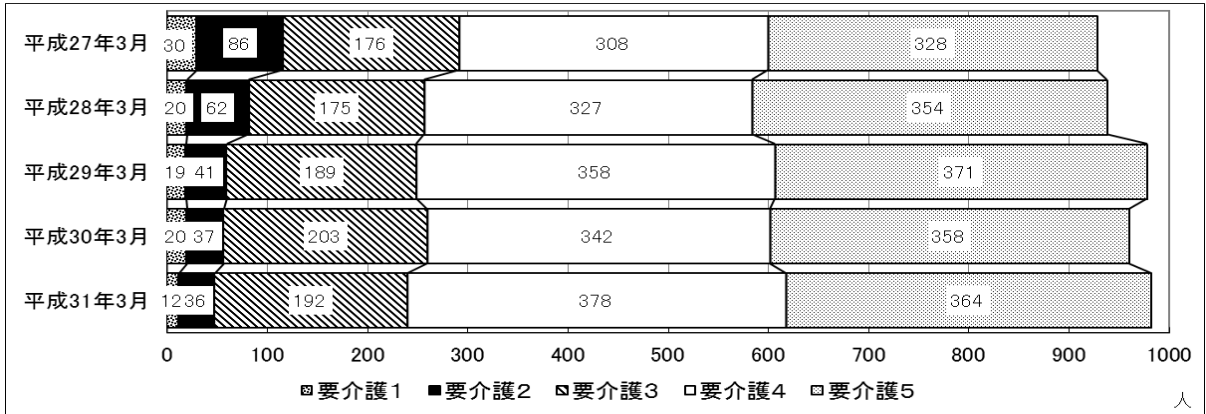
グラフ 31 施設種類別サービス利用者推移



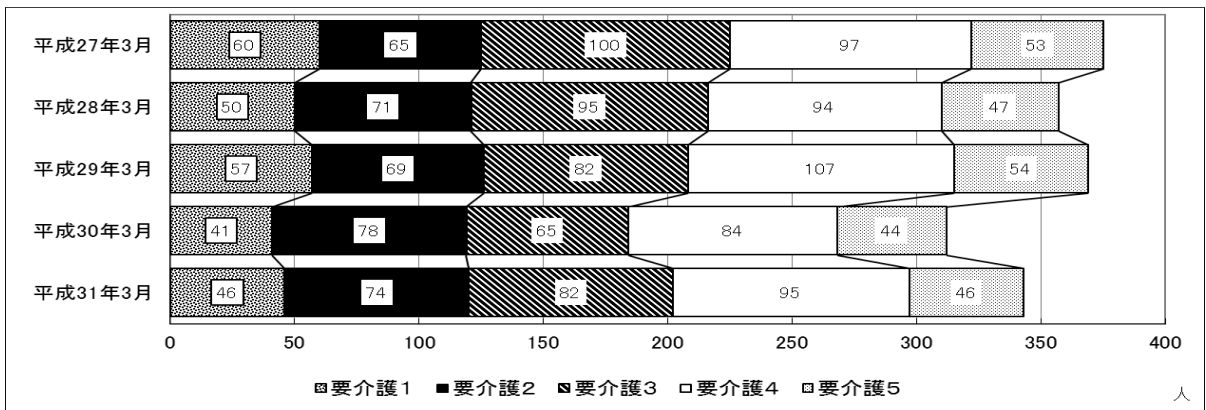
各施設の入所者数を要介護度にみると、グラフ 32 のとおり推移している。

グラフ 32 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況

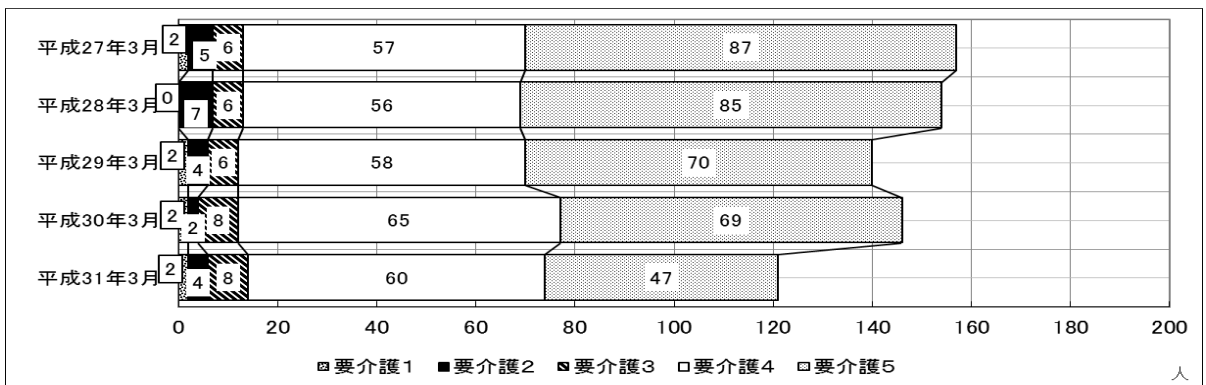
【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】



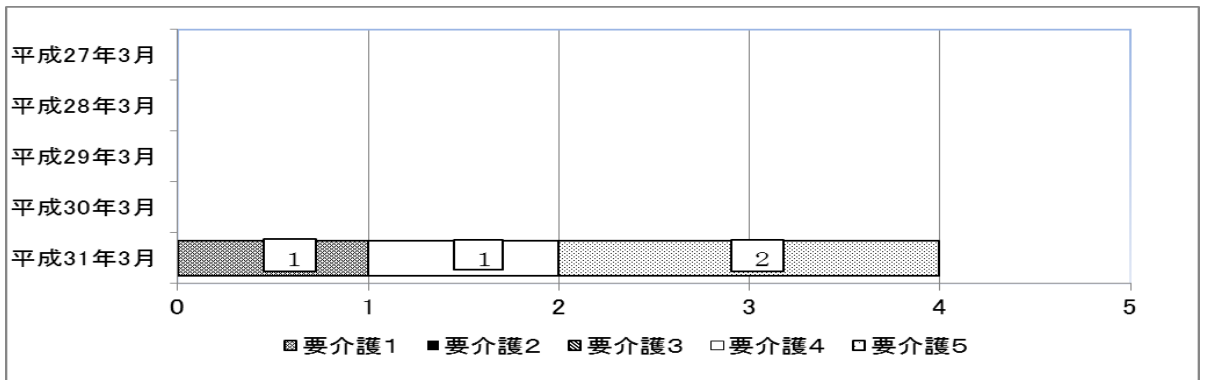
【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



【介護医療院】



② 中野区特別養護老人ホーム優先入所等に関する指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

また特別養護老人ホームは、平成27年4月より原則要介護3以上の方の入所が可能となっている（特例入所あり）。

（3）居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

平成26年度以降の介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表33のとおり推移している。なお、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業という。）が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

表33 居宅サービスの種類別月平均利用者数 (単位：人)

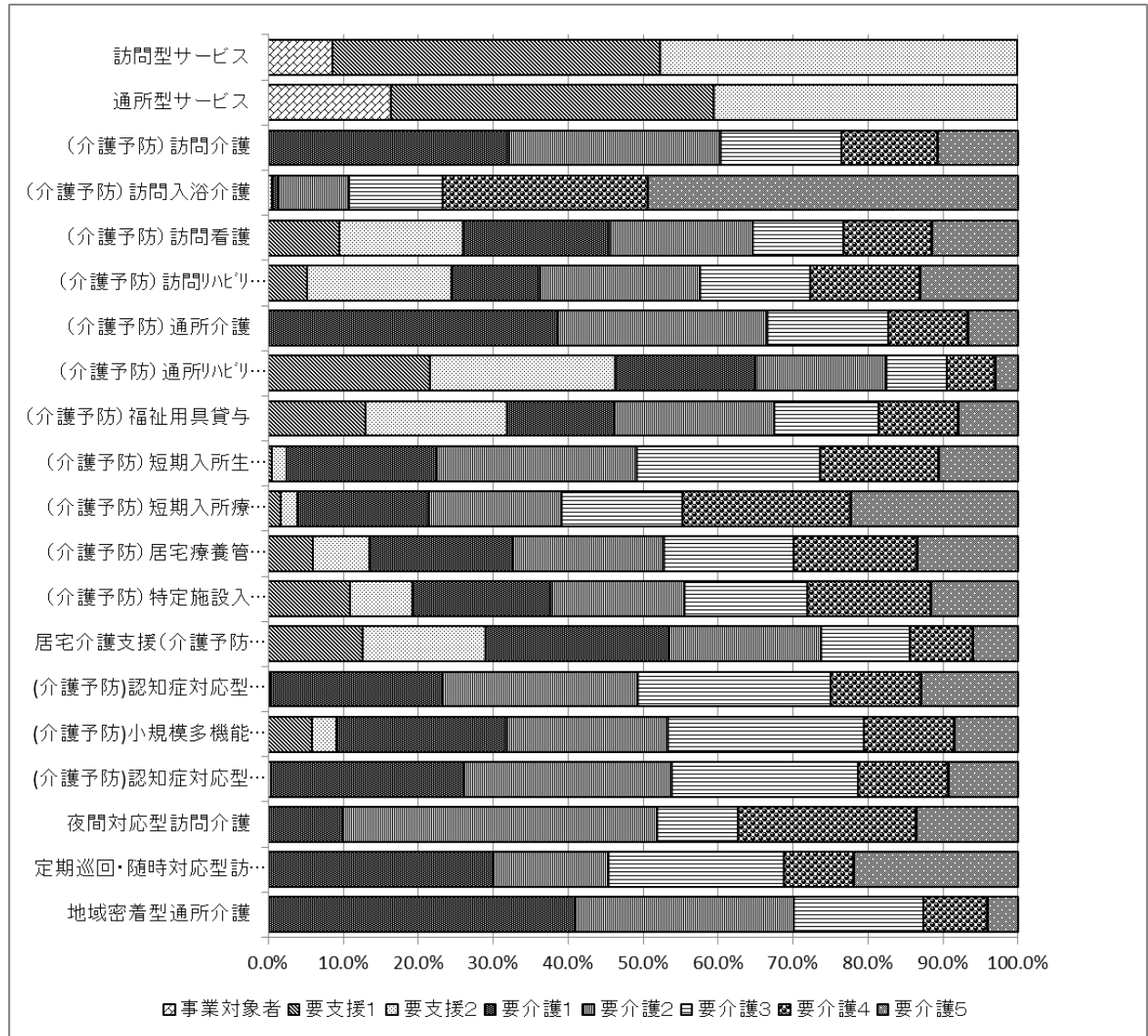
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問型サービス	—	—	—	1,545	1,806
通所型サービス	—	—	—	1,384	1,729
(介護予防)訪問介護	4,510	4,433	4,347	2,697	2,462
(介護予防)訪問入浴介護	311	295	280	249	236
(介護予防)訪問看護	1,159	1,243	1,409	1,573	1,735
(介護予防)訪問リハビリテーション	307	297	318	318	341
(介護予防)通所介護	3,751	4,089	3,265	1,847	1,736
(介護予防)通所リハビリテーション	414	460	528	566	627
(介護予防)福祉用具貸与	4,092	4,183	4,410	4,562	4,722
(介護予防)短期入所生活介護	461	448	458	474	504
(介護予防)短期入所療養介護	55	64	72	76	76
(介護予防)居宅療養管理指導	2,649	2,865	2,997	3,185	3,471
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1,148	1,244	1,285	1,350	1,474
居宅介護支援(介護予防支援)	7,729	7,960	8,085	6,705	6,750
(介護予防)認知症対応型通所介護	308	306	296	287	290
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	91	96	105	104	109
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	258	279	280	289	300
夜間対応型訪問介護	66	55	44	35	33
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19	25	29	28	36
地域密着型通所介護	—	—	1,122	1,216	1,185

※地域密着型通所介護は平成28年4月から開始（通所介護から移行）

※各サービス種別における介護サービスと介護予防サービスの利用者数の合計の月平均値

平成 30 年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度等別の利用者数の割合をみると、グラフ 34 のとおりとなる。平成 29 年 4 月から、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

グラフ 34 要介護度等別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表 35 及び表 36 のとおり推移している。

表 3 5 (介護給付) 月平均利用回数及び給付額 (単位：回、千円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
訪問介護(回)	21.8	72	22.5	72	22.9	72	22.9	74	22.9	75
訪問入浴介護(回)	4.8	62	4.8	62	4.7	60	4.6	60	4.6	61
訪問看護(回)	8.6	43	9.3	43	9.7	44	10.0	45	9.9	45
訪問リハビリテーション(回)	10.5	33	10.7	34	11.6	36	11.9	37	11.8	35
通所介護(回)	9.7	82	9.9	78	9.5	74	9.7	76	9.9	77
通所リハビリテーション(回)	6.4	60	6.3	58	6.0	54	6.1	55	6.0	51
短期入所生活介護(日)	8.5	77	8.6	76	8.8	76	8.4	74	8.0	71
短期入所療養介護(日)	7.7	85	7.9	88	7.9	90	8.1	97	8.4	100
地域密着型通所介護(回)	—	—	—	—	9.2	71	9.3	74	9.5	74

※地域密着型通所介護は平成 28 年 4 月から開始(通所介護から移行)

表 3 6 (介護予防) 月平均利用回数及び給付額 (単位：回・日、千円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
介護予防訪問入浴介護(回)	1.3	11	1.5	13	2.3	19	2.9	26	3.5	32
介護予防訪問看護(回)	7.1	30	7.4	29	7.9	31	8.1	31	8.5	31
介護予防訪問リハビリテーション(回)	8.9	27	8.8	26	9.5	29	9.8	29	9.7	29
介護予防通所リハビリテーション(回)	1.0	38	1.0	29	1.0	29	1.0	30	1.0	31
介護予防短期入所生活介護(日)	4.1	27	4.6	28	5.1	33	5.0	32	6.9	36
介護予防短期入所療養介護(日)	4.6	42	4.4	41	5.8	52	6.1	45	5.2	40

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護については月額報酬であり、平成 30 年度から総合事業に移行したため除いている。

※地域密着型通所介護の利用対象は要介護 1～5のみである。

① 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度基準額（福祉用具購入費は毎年4月から翌年3月までの1年間10万円、住宅改修費は同一の住宅で20万円（ただし、要介護度が3段階以上上がった場合には、再度支給限度基準額まで利用できる。))の範囲で費用の7割から9割の償還払いを受ける。利用状況は表37及び表38のとおりである。

表37 福祉用具購入費支給対象 (単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
腰掛便座	360	329	314	292	254
特殊尿器	2	4	6	3	0
入浴補助用具	906	985	929	872	779
簡易浴槽	0	0	1	0	0
移動用リフトのつり具	4	7	5	5	3
計	1,272	1,325	1,255	1,172	1,036

表38 住宅改修費支給対象 (単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
手すりの取り付け	779	957	809	755	764
床段差の解消	113	95	99	105	79
床材の変更	13	22	26	36	55
扉の取替え	62	53	73	60	80
便器の取替え	15	14	12	19	9
計	982	1,141	1,019	975	987

② 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービスの3つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表39のとおり推移している。

表39 特別給付（移送、訪問理美容、寝具乾燥）利用延べ件数 (単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
移送サービス	7	1	10	13	6
訪問理美容サービス	105	101	91	86	114
寝具乾燥サービス	34	28	9	24	48

③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護の6種類のサービスが提供されている。利用実績は表40のとおり推移している。

表40 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）

※各年度の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

※地域密着型通所介護は平成28年4月開設。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	11	14	11	4	13
要介護1	665	828	786	907	930
要介護2	910	1,005	1,023	966	1,001
要介護3	724	769	855	891	892
要介護4	494	420	344	391	433
要介護5	290	306	335	308	331
計	3,094	3,342	3,354	3,467	3,600

【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデイサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	0	3	6	0	0
要支援2	0	0	7	5	7
要介護1	873	874	860	858	805
要介護2	890	921	898	979	906
要介護3	822	883	819	709	901
要介護4	562	481	473	418	417
要介護5	548	506	490	479	445
計	3,695	3,668	3,553	3,448	3,481

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせることで利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	29	37	78	58	77
要支援2	19	39	38	51	43
要介護1	293	379	395	343	296
要介護2	229	220	258	287	284
要介護3	216	181	197	257	342
要介護4	163	173	158	120	158
要介護5	143	127	130	136	109
計	1,092	1,156	1,254	1,252	1,309

【夜間対応型訪問介護】

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	118	95	83	59	39
要介護2	225	179	146	151	165
要介護3	173	125	82	51	42
要介護4	123	146	116	91	93
要介護5	148	117	96	68	53
計	787	662	523	420	392

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などのサービスを受けることができる。
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	22	76	81	83	130
要介護2	33	28	58	44	66
要介護3	49	58	77	95	101
要介護4	66	89	98	40	40
要介護5	52	47	36	76	94
計	222	298	350	338	431

【地域密着型通所介護】

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けることができる。(平成28年4月から、定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護へ移行した。)
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	—	—	5,536	5,914	5,844
要介護2	—	—	4,001	4,321	4,136
要介護3	—	—	2,190	2,521	2,472
要介護4	—	—	1,044	1,124	1,203
要介護5	—	—	689	715	562
計	—	—	13,460	14,595	14,217

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

定員29人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0
要介護3	4	8	2	0	0
要介護4	18	12	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0
計	22	20	2	0	0

(4) 保険給付費

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その7割から9割が介護保険特別会計から介護サービス事業者を支払われる。過去3年間の介護サービス種類別支給件数及び保険給付費の決算額の詳細は表41のとおりである。なお、平成29年4月から総合事業が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行したため、介護予防サービスの「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が減少している。

表 4 1 給付費の状況

(単位：件、千円)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	
居宅サービス	訪問介護	35,107	2,258,037	34,220	2,263,857	33,509	2,204,994
	訪問入浴介護	3,372	202,455	2,977	177,372	2,838	170,534
	訪問看護	14,446	611,446	15,349	662,105	16,024	694,110
	訪問リハビリテーション	3,135	113,665	2,974	111,168	3,091	109,436
	通所介護	22,956	1,555,617	22,315	1,555,821	22,603	1,603,037
	通所リハビリテーション	3,943	211,373	3,820	208,540	4,053	205,621
	福祉用具貸与	40,551	586,324	39,573	579,707	39,762	580,858
	短期入所	6,535	480,053	6,757	495,340	7,161	514,222
	居宅療養管理指導	53,954	396,780	57,709	417,399	62,586	449,706
	特定施設入居者生活介護	13,265	2,497,892	13,491	2,585,789	14,323	2,749,819
	居宅介護サービス計画費	58,649	862,197	57,789	853,510	57,458	867,094
	夜間対応型訪問介護	523	9,556	420	9,452	392	6,443
	地域密着型通所介護	14,750	961,833	16,042	1,078,408	15,563	1,058,182
	認知症対応型通所介護	3,605	366,112	3,507	357,249	3,577	356,735
	小規模多機能型居宅介護	1,138	217,514	1,143	233,571	1,189	252,929
	認知症対応型共同生活介護	3,343	857,613	3,464	911,871	3,588	942,586
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	350	58,980	338	57,802	431	69,955
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	428	0	0	0	0	
計		12,247,875		12,558,961		12,836,261	
施設サービス	介護老人福祉施設	11,531	2,986,766	11,762	3,114,528	11,745	3,170,542
	介護老人保健施設	4,324	1,158,165	4,125	1,122,249	4,068	1,137,306
	特別療養費	65	206	71	247	71	293
	介護療養型医療施設	1,822	614,458	1,711	576,925	1,579	530,451
	特定診療費	1,822	31,122	1,711	30,884	1,579	27,666
	介護医療院					8	2,444
	特別診療費					3	19
計		4,790,717		4,844,833		4,868,721	
その他サービス	福祉用具購入	1,070	32,027	991	29,144	921	27,220
	住宅改修	872	75,184	828	70,217	784	63,034
	特定入所者介護サービス費	12,425	449,874	12,262	429,286	11,728	407,606
	特別給付	110	322	123	431	168	701
	計		557,407		529,078		498,561
介護予防サービス	介護予防訪問介護	20,863	408,767	1,844	36,016	4	125
	介護予防訪問入浴介護	6	116	15	389	15	476
	介護予防訪問看護	3,004	91,292	4,234	129,293	5,443	167,920
	介護予防訪問リハビリテーション	679	19,636	841	24,539	1,005	29,373
	介護予防通所介護	18,137	471,456	1,614	41,779	12	-596
	介護予防通所リハビリテーション	2,435	69,795	2,992	88,367	3,488	109,607
	介護予防福祉用具貸与	14,028	76,932	16,573	92,920	18,252	101,021
	介護予防短期入所	197	7,094	163	5,662	189	6,845
	介護予防居宅療養管理指導	5,953	43,003	7,595	53,028	9,699	67,581
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,178	146,964	2,743	190,756	3,415	248,022
	介護予防サービス計画費	38,365	192,550	22,664	113,592	23,545	117,625
	介護予防認知症対応型通所介護	13	300	5	111	7	312
	介護予防小規模多機能型居宅介護	116	6,384	110	6,952	120	7,085
介護予防認知症対応型共同生活介護	11	2,478	4	1,005	13	2,683	
計		1,536,767		784,409		858,079	
合計		19,132,766		18,717,281		19,061,622	

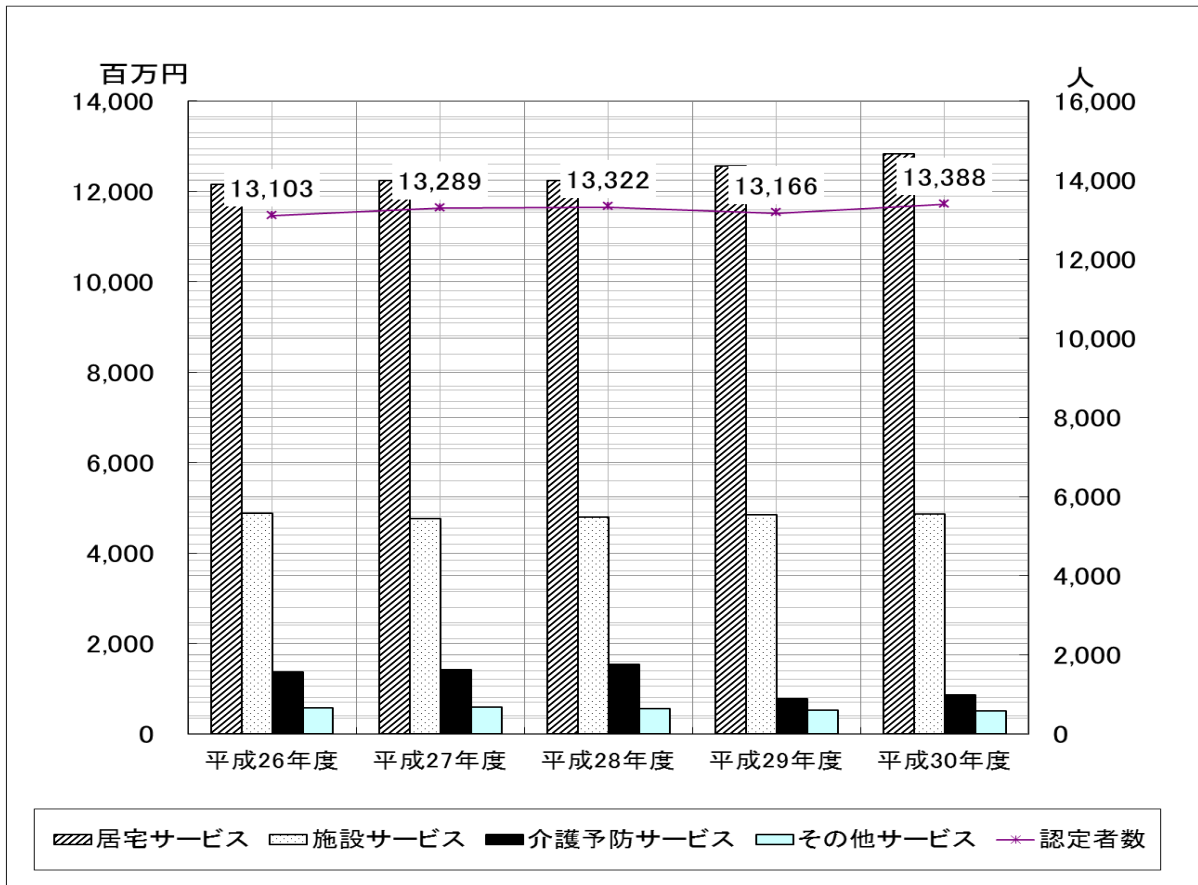
※高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

※決算額の計及び合計は、各サービス種類別に千円単位未満を四捨五入した数値の合計額を使用している。

※件数は、月ごとの支給件数を12か月分合計した数値である。

介護サービスを居宅・施設・その他・介護予防に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、認定者数が増加する中で、居宅サービス費・施設サービス費はゆるやかな増加傾向にある。介護予防サービスも、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が平成29年度以降に介護予防・日常生活支援総合事業に移行した影響を考慮すると年々増加している。

グラフ42 認定者数及び給付費決算額の推移



※認定者数は各年度3月末日現在の数値。

※介護予防サービス費は、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため減少している。

利用者一人当たりの給付費（概算）は表43のとおりである。過去5年間の推移をみると、居宅介護サービス及び、施設サービスはほぼ増加傾向にある。

表43 利用者一人当たり給付費（概算） (単位：千円、人、%)

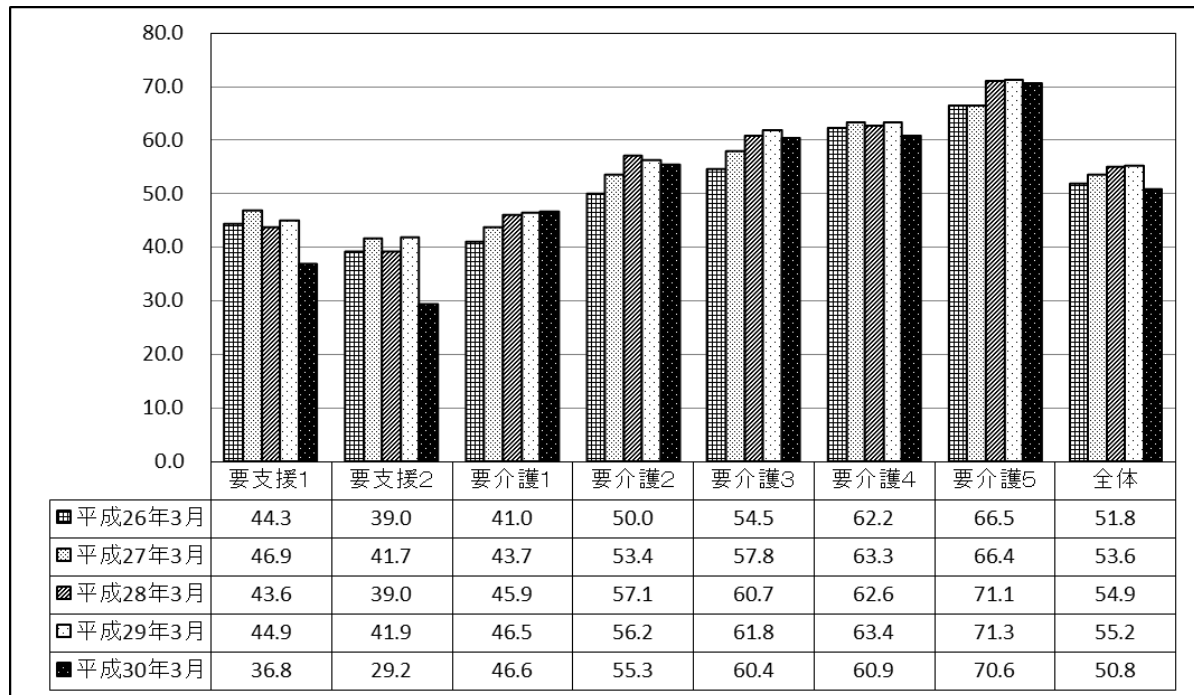
区分		平成26年度	平成27年度 (伸率)	平成28年度 (伸率)	平成29年度 (伸率)	平成30年度 (伸率)
居宅介護	居宅サービス費	12,151,920	12,248,506 0.8	12,247,875 0.0	12,558,961 2.5	12,836,261 2.2
	利用者数	74,741	75,554 1.1	75,204 -0.5	74,757 -0.6	75,075 0.4
	一人当たり給付費概算(月額)	163	162 -0.6	163 0.6	168 3.1	171 1.8
施設	施設サービス費	4,873,219	4,758,022 -2.4	4,790,717 0.7	4,844,833 1.1	4,868,721 0.5
	利用者数	17,377	17,139 -1.4	17,442 1.8	17,394 -0.3	17,144 -1.4
	一人当たり給付費概算(月額)	280	278 -0.7	275 -1.1	279 1.5	284 1.8
介護予防	介護予防サービス費	1,373,506	1,411,124 2.7	1,536,767 8.9	784,409 -49.0	858,079 9.4
	利用者数	35,060	37,814 7.9	40,420 6.9	25,895 -35.9	27,596 6.6
	一人当たり給付費概算(月額)	39	37 -5.1	38 2.7	30 -21.1	31 3.3

※各年度の利用者数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

※介護予防サービス費は、平成29年4月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため減少している。

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用割合では、要介護1以上で要介護度が上がるほど高くなっている。

グラフ44 介護度別支給限度額に対する利用割合



(単位：円)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	50,030	104,730	166,920	196,160	269,310	308,060	360,650
平成30年3月 平均利用額	18,411	30,581	77,785	108,476	162,663	187,609	254,619

(5) 利用者の負担割合

介護サービスを利用する際の利用者負担は、これまでは、1割又は2割としているが平成30年8月から、現役並みの所得者は3割負担となった。要介護認定者には、毎年7月頃に負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付している。

平成31年3月時点

1割負担	11,994人 (81.6%)
2割負担	1,039人 (7.1%)
3割負担	1,662人 (11.3%)

(6) 利用者負担の軽減

① 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス(介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計16サービス)の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度

を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表 45 のとおり推移している。

表 4 5 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	123	271	92	340	57	328	81	531	87	396

② 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の1割から3割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

高額介護（介護予防）サービス費の支給実績は表 46 のとおりである。なお、平成 27 年 8 月から現役並み所得者に相当する方がいる世帯の上限額が 37,200 円から 44,400 円に、平成 29 年 8 月からは一般世帯の上限額も 44,400 円に引き上げられた。それに伴い、時限措置として3年間（平成 29 年 8 月から令和 2 年 7 月まで）年間高額介護（介護予防）サービス費を支給する。

表 4 6 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				一般世帯 (左記及び右記以外)		現役並み所得者に相当する方がいる世帯※		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円(平成29年8月から44,400円)/月		上限額44,400円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	6,132	59,166	19,601	249,498	5,504	37,911	4,676	23,419			35,913	369,994
平成27年度	6,053	62,032	20,091	247,272	5,673	38,433	5,829	56,021	1,453	20,853	39,099	424,611
平成28年度	6,468	66,208	20,404	247,581	6,013	41,789	7,668	102,478	4,263	56,006	44,816	514,062
平成29年度	6,903	69,967	20,263	253,555	6,234	45,929	6,559	87,616	4,515	59,088	44,474	516,155
平成30年度	7,015	77,029	20,536	264,666	6,641	49,760	8,570	155,471	2,549	31,208	45,311	578,134

※現役並み所得相当は平成 27 年 8 月から創設

表 4 6 (再掲) 年間高額介護サービス費支給実績（単位：件、円）

区分	平成30年度	
	件数	金額
実績	80	2,977,898

※ 年間高額介護サービス費の支給は平成 30 年度からである。

③ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成 17 年 10 月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方であり、具体的には表 47 のとおりである。

表 4 7 段階別負担限度額認定対象者

(1) 平成 30 年 7 月まで

利用者負担段階	対 象 者	
第 1 段階	高齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）の方・生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第 2 段階	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第 3 段階	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）で、利用者負担段階が第 2 段階以外の方	

(2) 平成 30 年 8 月から

利用者負担段階	対 象 者	
第 1 段階	高齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）の方・生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第 2 段階	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第 3 段階	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）で、利用者負担段階が第 2 段階以外の方	

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表 48 のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表 49 のとおりである。

表 4 8 居住費の負担限度額

(日額)

	負担限度額			基準費用額	
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階		
多床室	0円	370円	370円	(老健・療養等) 370円 (特養等) 840円	
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室 的多床室	特養等	490円	490円	1,310円	1,640円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,970円	

※平成 30 年度より、ユニット型準個室がユニット型個室の多床室に名称変更。

表 4 9 食費の負担限度額

(日額)

負担限度額			基準費用額
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
300円	390円	650円	1,380円

負担限度額認定者数の実績は表 50 のとおりである。

表 5 0 負担限度額認定者数

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 1 段階	295	293	303	310	278
第 2 段階	1,332	934	489	433	399
第 3 段階	536	332	835	855	815
計	2,163	1,559	1,627	1,598	1,492

④ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。平成30年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表51のとおり推移している。

表51 旧措置入所者利用負担減免認定者数 (単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
減額	1	1	1	0	0
免除	9	8	6	3	1
計	10	9	7	3	1

⑤ 高額医療・高額介護合算療養費制度

平成21年度から高額医療・高額介護合算療養費の支払いを開始した。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年8月からの1年間に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の1割から3割相当分〔医療保険は1割から3割相当分〕であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

高額医療・高額介護合算療養費の支給実績は表52のとおりである。

表52 高額医療・高額介護合算療養費 支給実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	1,942件	2,027件	2,137件	2,479件	2,530件
支給金額	64,444,559円	67,877,133円	70,942,387円	94,560,500円	94,249,180円

⑥ 制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65歳になる前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成18年4月1日以降に65歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。平成30年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

⑦ 介護サービス等利用者負担額の免除

平成23年5月2日付老発第0502第1号厚生労働省老健局長通知に基づき、東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担免除の取扱い（平成23年6月16日付区長決定23中区介第393号）を実施し、以後、厚生労働省老健局介護保険計画課通知に伴い、原子力災害対策特別措置法による避難指示等対象被保険者に対し免除措置を延長している。平成30年度の免除対象者は8人であった。

5 地域支援事業

65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、総合事業という。)を開始し、「介護予防事業」を再編するとともに、予防給付のうち訪問介護(訪問型サービス)と通所介護(通所型サービス)が総合事業に移行した。また、高額介護予防サービス費相当事業も合わせて開始している。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び65歳以上で地域包括支援センターで実施する基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められた方を対象として実施する事業。

① 訪問による日常生活支援サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事の調理や掃除等を利用者とともにを行い、利用者の介護予防及び自立を支援する。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の1割から3割を負担する。

【平成30年度実績】

訪問型サービス	21,682件	(執行額 432,112,440円)
(内訳) 従前(現行)相当サービス	21,331件	
緩和(区独自)基準サービス	339件	
緩和(他市町村独自)基準サービス	12件	

② 通所による支援サービス

生活機能の維持向上のための体操やレクリエーション等の支援を日帰りで行い、介護予防及び重度化防止等を図る。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の1割から3割を負担する。

【平成30年度実績】

通所型サービス	20,763件	(執行額 544,081,286円)
(内訳) 従前(現行)相当サービス	20,509件	
緩和(区独自)基準サービス	254件	

③ 短期集中予防サービス事業

短期間(3か月程度)に生活機能の改善を図るため、週1回・全12回(口腔機能向上プログラムは6回)所要時間2時間程度で実施する。高齢者施設や歯科医師会館、介護サービス事業者等で実施している。

ア テキパキ運動機能向上プログラム

全身のストレッチやバランス機能の向上、正しい歩行などを含む転倒骨折予防と腰痛・膝痛対策を目的とした内容の事業を実施している。

【参加人員】156人

イ-1 食べる幸せ口腔機能向上プログラム

軽体操に加え、口腔衛生、栄養、誤えん防止、摂食・えん下等口腔機能向上に関する講座を実施している。

【参加人員】20人

イ-2 食べる幸せ口腔機能向上プログラム 番外編 全4回

区内4カ所でお口の測定会を実施。反復唾液嚥下テスト、舌圧、口腔内水分測定などを、区の専門職による体力測定と併せて実施した。

【参加人員】51人

ウ 脳喝（認知症予防）プログラム

脳の活動を活発にする目的で座位リズム運動、立位運動等を実施している。

【参加人員】68人

エ ワイワイカラオケ体操プログラム

音楽健康指導士により音響機器を活用した体操や脳トシなどの内容を、各すこやか福祉センター圏域で実施している。

【参加人員】110人

④ 住民主体サービス

ア 訪問型（シルバー人材センター）

シルバー人材センター会員を派遣し、日常的な家事等の生活援助を行う。1か月につき4時間を限度とし、1時間につき200円の自己負担としている。主な利用内容は掃除、買い物代行、洗濯、通院同行。

【実施状況】実利用人数21人 延べ利用時間数749時間

イ 通所型（高齢者会館）

高齢者会館において、週1回定期的に行われる、体操やゲーム、レクレーション、おしゃべりなど食事を含む3時間程度のミニデイサービス。

【実施状況】15カ所で実施

ウ 立ち上げ支援等補助事業

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

訪問型 1団体

通所型 1 団体

⑤ 高額介護予防サービス費相当事業（第 2 号被保険者利用可）

介護保険高額介護（介護予防）サービス費に相当する事業を実施し、利用者の負担軽減を図る。

【平成 30 年度実績】 663 件（執行額 2,411,199 円）

(2) 一般介護予防事業

一般の高齢者（65 歳以上の第 1 号被保険者）を対象として実施する事業。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

ア 運動器の機能向上事業

・バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者会館等で実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施会場数	11 会場	12 会場	14 会場	14 会場	14 会場
延べ参加人数	1,047 人	1,173 人	1,556 人	1,604 人	1,710 人

※平成 24 年度～平成 29 年度実績は「体力づくり教室」の各コース（転倒予防（平成 26 年度よりロコモ予防コース）、骨盤底筋力向上、腰痛・膝痛予防）の合計。

・スポーツ・コミュニティプラザにおいて、運動器の機能向上及び水中運動プログラムを実施している。

【事業参加者数】

	平成 29 年度	平成 30 年度
運動器（中部・南部）	50 人	60 人
水中運動（南部）	20 人	18 人

※平成 29 年度より開始。

イ 介護予防総合講座

介護予防の基本となる運動・栄養・口腔・その他心と体の健康などを取り上げたプログラムにより、一般の高齢者の健康づくりや社会参加を促す講座を高齢者会館等で実施している。

【開催状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会場数	12 会場	13 会場	13 会場	14 会場	14 会場
延べ参加人数	2,939 人	2,833 人	2,650 人	2,076 人	2,576 人

ウ 音響機器による介護予防事業

平成 29 年度より音響機器を活用した介護予防プログラムを実施している。音響機器を活用した健康体操のほか音楽重視・体操重視・脳トレと参加利用者の特性にあわせたコースを実施し、能力の向上を図っている。

【実施状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	576 回	804 回
延べ参加人数	7,427 人	11,428 人

エ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会を実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	1 回	1 回	2 回	2 回	1 回
延べ参加人数	98 人	304 人	257 人	431 人	261 人 (写真展含む)

オ なかの元気アップ体操ひろば

民間施設を活用した高齢者が予約なしで気軽に参加できる体操の場を開始した。

【実施状況】 区内 6 カ所 週 1 回 1 時間程度 延べ参加人数 4,018 人

② 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者会館等で実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業の種類	103 種類	101 種類	110 種類	107 種類	104 種類
実施回数	2,042 回	1,973 回	2,032 回	1,984 回	2,007 回
延べ参加人数	34,258 人	34,166 人	35,746 人	35,572 人	35,939 人

③ 介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

住民主体のまちづくりをすすめるため、中野区社会福祉協議会が実施する高齢者の介護予防事業に取り組むボランティアグループや NPO 団体への助成に対して補助を行っている。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議や住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業である。

- ・リハビリテーション専門職講座

【実施状況】2回（内1回は東京都理学療法士協会中野区支部との共催）

延べ参加人数 39人

- ・地域活動団体等支援 18件

(3) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4つの生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ2か所、計8か所あり、保健師(又は看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

〈運営方法〉

社会福祉法人に委託

〈窓口開設時間〉

月～金曜日…午前8時30分～午後7時、土曜日…午前8時30分～午後5時

日曜日・祝日・年末年始…休業（緊急時は時間外や休業日も電話で対応）

〈主な業務内容〉

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談人数は表53、相談内容内訳は表54のとおりである。

表53 担当区域及び相談人数 (平成30年度延べ相談人数 単位：人)

名称	担当区域	相談人数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)	5,493
本町	弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)	5,176
東中野	本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)	6,055
中野	中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)	7,274
中野北	中野4, 5丁目(一部)/新井2～5丁目と1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目(一部)/野方2丁目と1丁目(一部)/大和町1, 2丁目(一部)	5,418
江古田	沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目(一部)/丸山全域/野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部)/若宮1丁目(一部)	5,673
鷺宮	野方1, 5丁目(一部)/大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部)/若宮2, 3丁目と1丁目(一部)/白鷺1丁目	5,552
上鷺宮	野方6丁目(一部)/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	5,347
合計		45,988

表 5 4 相談内容別内訳

相談内容	構成比
介護保険関係	58%
他の機関との連携	12%
認知症	5%
ケアマネジャー支援	5%
区のサービス	4%
権利擁護	3%
予防ケアマネジメント	3%
地域支援事業	2%
実態把握訪問	2%
その他	6%

② 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の46の規定に基づき、中野区地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置している。

※運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関する事
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関する事
- ・多機関ネットワークの構築に関する事
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関する事
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関する事

※委員構成及び任期

- ・定数は14人以内で、学識経験者2人、区内関係団体代表10人、被保険者代表2人で構成される。任期は令和2年1月までの2年間。

③ 地域ケア会議

すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなど、必要なサービスが包括的に提供されている体制を充実させていくため、行政、地縁区民、様々な機関が一緒になり地域の課題を明確にして、地域課題解決に向けた取り組みを行っている。

【実施状況】

	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象エリア	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）を単位として設置	中野区全域を対象として設置
主な役割と機能	特性に応じた地域力の向上	地域力の総合的な推進
	困難事例を具体的に検討することを通じて、地域課題を浮き彫りにするとともに、地域団体と専門職との連携、ネットワークの構築、地域資源（活動主体、人材）の開発など、地域力の向上に向けた検討を行う。	地域包括ケアの推進に向けた区の全体の課題を捉え、情報共有、連携強化、必要となる制度やしきみ等を検討、立案する。

委員構成 (委員数)	町会・自治会、民生・児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区 (22~30人)	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者 (30人)
実施回数	計11回	3回

部会名	在宅医療介護連携部会	生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会	認知症等対策部会	住まい・住まい方部会
委員数	31人 (作業部会を含む)	16人 (作業部会を含む)	14人	12人
検討課題	医療介護連携を推進する方策の具体化	介護予防事業の体系化	認知症の人を地域でささえるための仕組みづくり	高齢者向けの住宅の整備・支援についての具体化
平成30年度開催回数	5回 (作業部会2回を含む)	7回 (作業部会3回を含む)	3回	3回

④ 在宅医療・介護連携推進

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制の構築を進めている。

ア 在宅療養講演会

【実施状況】テーマ：いつまでも美味しく食べる
～生活に役立つ管理栄養士の話～

参加者数：57人

イ 在宅療養支援者研修会

【実施状況】テーマ：安心して家で看取るために、家族に対して
どのような支援ができるか

参加者数：37人

⑤ 認知症施策推進

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指している。

ア 認知症講演会

【実施状況】 テーマ：今日からできる！認知症予防

参加者数：60人

イ 認知症サポーター養成講座等

認知症高齢者をはじめとした、認知症への理解・普及啓発をすすめるため、地域のグループ・団体等を対象に認知症サポーター養成講座を実施している。また、認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症の知識を深め、認知症に関する地域活動をしたい方を対象に認知症サポートリーダー養成講座を実施している。

【開催状況】

・認知症サポーター養成講座

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	87回	130回	115回	202回	94回
延べ参加人数	1,333人	2,786人	2,513人	4,116人	1,906人

・認知症サポートリーダー養成講座

実施回数 1回（講座4日間＋ボランティア体験1回）

参加人数 18人（うちサポートリーダー登録者13人）

ウ 認知症パンフレットの発行

認知症や認知症予防についての正しい知識や認知症チェックリストを含む「知って安心認知症」や中野区認知症ケアパスを含む「平均寿命90歳時代への備え」の配布を引き続き行い、普及啓発を図っている。

エ 認知症早期発見・早期対応事業

区の職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

オ 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、医師会に委託した認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指している。

【実施状況】 相談受理23人、チーム員訪問延61件

チーム員会議年間12回

⑥ 生活支援サービス体制整備

介護予防・日常生活支援総合事業における、生活支援サービスの担い手を養成する講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立上げを目指した地域支援実践講座を実施している。

- ・介護予防・生活支援サービス担い手養成講座
【実施状況】全12回を2回、延べ参加人数 661人
- ・地域支援実践講座
【実施状況】全5回、延べ参加人数 67人

(4) 任意事業

① 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方の権利や財産を守ることを目的とし、成年後見制度利用にあたり申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申立件数	29件	29件	35件	35件	34件

なお、本人が低所得者のために、後見人等報酬費用を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬費用の一部を助成する制度がある。

② 介護給付費通知の実施

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者へ送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者は居宅サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

【実績】

発送時期	通知対象	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
7月	1～3月利用分	8,056件				
1月	7～9月利用分	8,254件	8,567件	8,587件		
11月	4～6月利用分				6,682件	
12月	8～10月利用分					6,090件

※平成27年度以降、年1回とした。

③ 住宅改修理由書作成助成

住宅改修について専門性を有するケアマネジャー等が、居宅介護サービスを利用していない要介護等認定者の住宅改修に際し、住宅改修が必要な理由書を作成した場合の費用の一部を助成する。

【実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	131件	54件	32件	33件	24件

※平成27年度から申請方法を変更した。

④ ケアプラン質の向上検討会の実施

ケアプランの質の向上を目指すとともに健全な介護給付の実現と適正化を図るため、平成28年度から「ケアプラン質の向上検討会」を開催している。

【開催内容】

すこやか福祉センター管内を1圏域として、4圏域で前期・後期の計8回開催し、検討会1回につき1事例について検討を行う。また、検討支援者として、管内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー各1人に出席を依頼している。

⑤ 家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	16回 (4会場)	16回 (4会場)	16回 (4会場)	16回 (4会場)	17回 (4会場)
延べ参加人数	191人	188人	187人	225人	196人

⑥ 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人員	15人	18人	18人	26人	37人
延べ利用者人数	122人	159人	177人	238人	301人

⑦ 紙おむつサービス

65歳以上の高齢者（平成18年度からは要介護1以上の方）に対して、紙おむつを月に1回支給している。

【事業実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月平均利用者数	1,557人	1,579人	1,615人	1,622人	1,656人
延べ利用者数	18,686人	18,946人	19,381人	19,467人	19,874人

⑧ 介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施している。

【介護サービス事業者等研修会実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	15回	16回	15回	15回	15回
参加事業所数	938事業所	1,065事業所	863事業所	834事業所	869事業所
参加人員	1,558人	1,334人	1,382人	1,234人	1,310人

※研修の詳細は57・58ページの「②研修の実施」を参照。

⑨ 喀痰吸引等研修（第3号研修）

介護職員等による痰の吸引等が制度化されたことに基づき、特定の者を対象に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的として、当研修を実施している。

【実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人員	12人	5人	9人	6人

⑩ 中野区認定ヘルパー養成研修

平成29年4月から開始している介護予防・日常生活支援総合事業の中の区独自のサービスである訪問型緩和基準サービス（生活援助サービス）の担い手（中野区認定ヘルパー）の養成を目的としている。

平成28年度には先行実施として2月に1回、平成29年度には6月・10月に1回ずつ実施した。

【実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	2回	2回
受講修了者数	26人	37人	38人
雇用者数	11人	17人	8人

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取り扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取り扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

(2) 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間（以下この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成15年度からの介護保険料改定の経緯はおおむね次のとおりである。

ア 平成15年度から平成17年度（第2期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。（保険料の基準額（年額）は40,800円。）

イ 平成18年度から平成20年度（第3期計画期間）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成17年税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度までの3年間に限りとることとした。（保険料の基準額（年額）は48,600円。）

ウ 平成21年度から平成23年度（第4期計画期間）

保険料段階区分を12段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は48,900円。）

エ 平成 24 年度から平成 26 年度（第 5 期計画期間）

第 4 期の最高段階（第 12 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定する一方、制度改正による第 3 段階の細分化と特例第 4 段階の維持により低所得者層にも配慮した。また、保険料増額への影響をなるべく抑えるため、「財政安定化基金交付金」及び「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は 63,190 円。）

オ 平成 27 年度から平成 29 年度（第 6 期計画期間）

制度改正に伴い、第 1 段階と第 2 段階を統合するとともに新第 2 段階までの料率を引き下げ、一方、第 5 段階以上の料率を引上げるにより、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した。（保険料の基準額（年額）は 67,973 円。）

カ 平成 30 年度から令和 2 年度（第 7 期計画期間）

第 6 期の最高段階（第 15 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定し、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した。（保険料の基準額（年額）は 68,709 円。）

第 6 期計画期間から、第 7 期計画期間への介護保険料改定その内容は表 55、第 7 期計画期間における所得段階別保険料は表 56 のとおりである。

（平成 31 年度における介護保険料は、消費増税の影響により第 1～3 段階に対して軽減が図られる。令和 2 年度においてはさらに軽減措置が図られる予定。）

表 5 5 保険料改定の比較

【第 6 期】

【第 7 期】

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保受給	0.45	30,500	2,541
	80 万以下			
第 2 段階	120 万以下	0.60	40,700	3,391
第 3 段階	120 万を 超える	0.70	47,500	3,958
第 4 段階	80 万以下	0.85	57,700	4,808
第 5 段階	80 万を 超える	1.00	67,900	5,658
第 6 段階	125 万未満	1.10	74,700	6,225
第 7 段階	150 万未満	1.20	81,500	6,791
第 8 段階	200 万未満	1.35	91,700	7,641
第 9 段階	350 万未満	1.50	101,900	8,491
第 10 段階	500 万未満	1.70	115,500	9,625
第 11 段階	700 万未満	2.00	135,900	11,325
第 12 段階	1000 万未満	2.30	156,300	13,025
第 13 段階	1500 万未満	2.60	176,700	14,725
第 14 段階	2000 万未満	3.00	203,900	16,991
第 15 段階	2000 万以上	3.50	237,900	19,825

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保受給	0.45	30,900	2,575
	80 万以下			
第 2 段階	120 万以下	0.60	41,200	3,433
第 3 段階	120 万を 超える	0.70	48,000	4,000
第 4 段階	80 万以下	0.85	58,400	4,867
第 5 段階	80 万を 超える	1.00	68,700	5,725
第 6 段階	125 万未満	1.10	75,500	6,292
第 7 段階	150 万未満	1.20	82,400	6,867
第 8 段階	200 万未満	1.35	92,700	7,725
第 9 段階	350 万未満	1.50	103,000	8,583
第 10 段階	500 万未満	1.70	116,800	9,733
第 11 段階	700 万未満	2.00	137,400	11,450
第 12 段階	1000 万未満	2.30	158,000	13,167
第 13 段階	1500 万未満	2.60	178,600	14,883
第 14 段階	2000 万未満	3.00	206,100	17,175
第 15 段階	2500 万未満	3.50	240,400	20,033
第 16 段階	3000 万未満	3.60	247,300	20,608
第 17 段階	3000 万以上	3.80	261,000	21,750

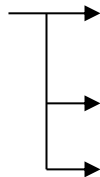


表 5 6 第 7 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

所得段階	区 分	料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.45	30,900
	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。		
第 2 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下。	0.60	41,200
第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えている。	0.70	48,000
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。	0.85	58,400
第 5 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えている。	1.00	68,700
第 6 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満。	1.10	75,500
第 7 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満。	1.20	82,400
第 8 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満。	1.35	92,700
第 9 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満。	1.50	103,000
第 10 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満。	1.70	116,800
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満。	2.00	137,400
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満。	2.30	158,000
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満。	2.60	178,600
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満。	3.00	206,100
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満。	3.50	240,400
第 16 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,500 万円以上 3,000 万円未満。	3.60	247,300
第 17 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 3,000 万円以上	3.80	261,000

(3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表57のとおりである。

表57 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人、%)

	第6期介護保険事業計画期間				第7期介護保険事業計画期間	
	平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第1段階	14,701	21.6%	14,625	21.3%	14,434	21.0%
第2段階	4,130	6.1%	4,272	6.2%	4,389	6.4%
第3段階	4,014	5.9%	4,039	5.9%	4,084	5.9%
第4段階	8,523	12.5%	8,192	11.9%	8,173	11.9%
第5段階	5,214	7.7%	5,478	8.0%	5,574	8.1%
第6段階	7,967	11.7%	8,307	12.1%	8,391	12.2%
第7段階	2,898	4.3%	2,923	4.3%	2,942	4.3%
第8段階	5,139	7.5%	5,244	7.6%	5,109	7.4%
第9段階	7,456	10.9%	7,540	11.0%	7,576	11.0%
第10段階	3,100	4.6%	3,047	4.4%	3,073	4.5%
第11段階	1,638	2.4%	1,684	2.5%	1,725	2.5%
第12段階	1,175	1.7%	1,115	1.6%	1,132	1.6%
第13段階	832	1.2%	807	1.2%	825	1.2%
第14段階	403	0.6%	411	0.6%	431	0.6%
第15段階	913	1.3%	897	1.3%	236	0.3%
第16段階	—	—	—	—	133	0.2%
第17段階	—	—	—	—	521	0.8%
合計	68,103	100%	68,581	100%	68,748	100%

(4) 第1号被保険者の保険料の減免（介護保険条例第24条第1項該当の一般減免）

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたなど減免要件に該当し、やむをえない理由があると認めるときに適用される。平成30年度の承認件数は17件である。

(5) 第1号被保険者の保険料の減額（中野区の独自減額）

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施している。

減額の要件（収入のほか、資産などが一定の条件）に該当した場合に適用される。

平成 30 年度の減額承認件数は、表 58 のとおりである。

表 5 8 平成 30 年度の保険料減額承認決定状況 (単位：件、円)

区 分	減額後の保険料	件数	減額調定額
第 1 段階の場合	15,400円 第1段階の保険料額×1/2	43	662,600
第 2 段階の場合	20,600円 第2段階の保険料額×1/2	5	103,000
第 3 段階の場合	41,200円 第3段階の保険料額→第2段階の保険料額	2	13,600
計		50	779,200

(6) 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が 18 万円未満の場合や年度途中で 65 歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成 18 年 7 月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

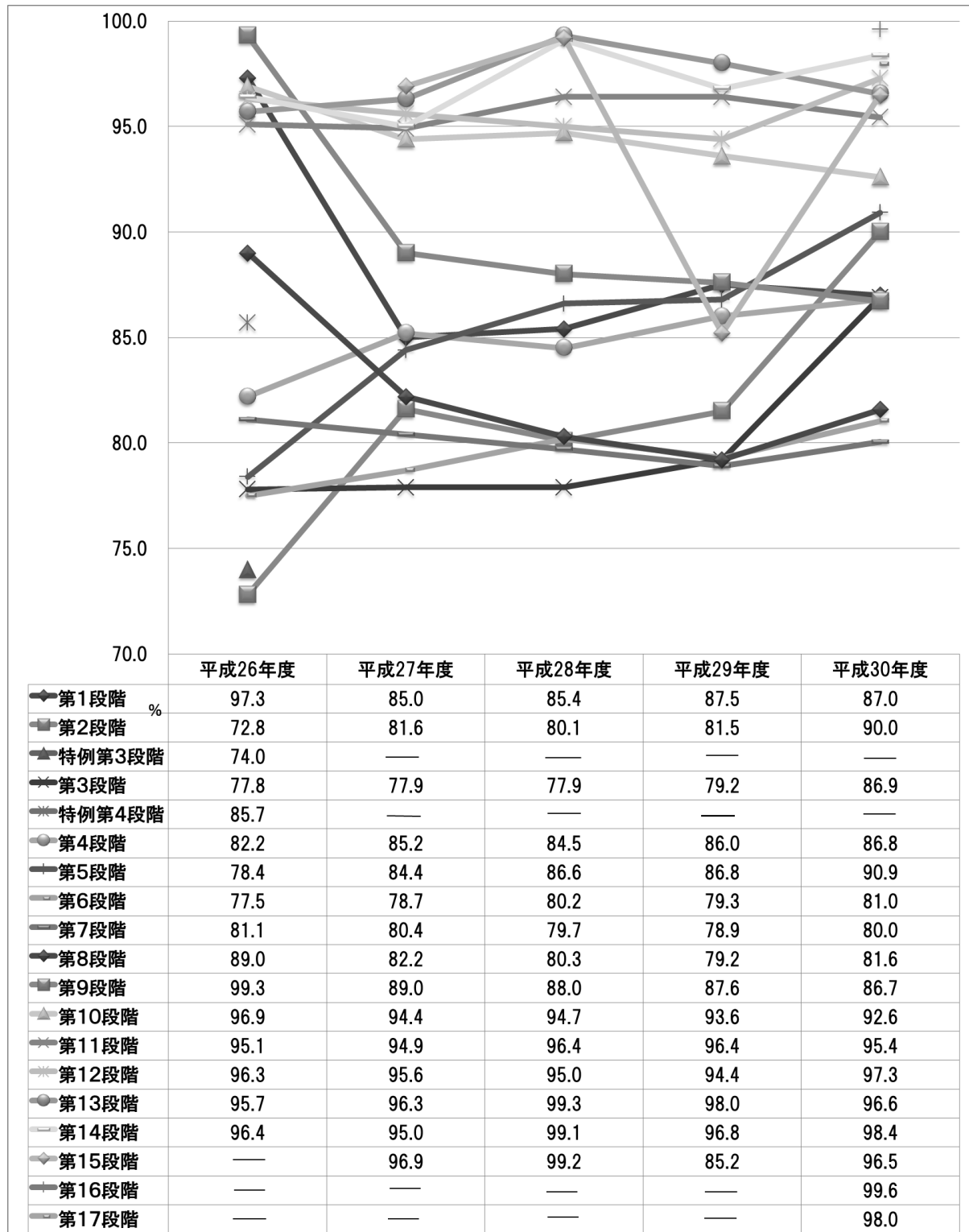
所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表 59 のとおりである。

表 5 9 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数 (単位：人、%)

区分	第6期介護保険事業計画期間						第7期介護保険事業計画期間		
	平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	9,479	5,222	14,701	9,623	5,002	14,625	10,108	4,326	14,434
第2段階	3,867	263	4,130	4,071	201	4,272	4,171	218	4,389
第3段階	3,737	277	4,014	3,871	168	4,039	3,944	140	4,084
第4段階	6,884	1,639	8,523	6,630	1,562	8,192	6,479	1,694	8,173
第5段階	5,033	181	5,214	5,348	130	5,478	5,443	131	5,574
第6段階	6,666	1,301	7,967	7,052	1,255	8,307	7,296	1,095	8,391
第7段階	2,477	421	2,898	2,531	392	2,923	2,623	319	2,942
第8段階	4,473	666	5,139	4,582	662	5,244	4,491	618	5,109
第9段階	6,332	1,124	7,456	6,461	1,079	7,540	6,538	1,038	7,576
第10段階	2,662	438	3,100	2,636	411	3,047	2,680	393	3,073
第11段階	1,418	220	1,638	1,423	261	1,684	1,474	251	1,725
第12段階	968	207	1,175	913	202	1,115	942	190	1,132
第13段階	643	189	832	623	184	807	639	186	825
第14段階	320	83	403	319	92	411	333	98	431
第15段階	697	216	913	717	180	897	186	50	236
第16段階							105	28	133
第17段階							418	103	521
合計(人)	55,656	12,447	68,103	56,800	11,781	68,581	57,870	10,878	68,748
比率(%)	81.7	18.3	100.0	82.8	17.2	100.0	84.2	15.8	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ 60 のとおり推移している。

グラフ 60 普通徴収の所得段階別収納率の推移



第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表61のとおりである。

表61 第1号被保険者保険料収納状況

〔調定額の推移〕

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別徴収調定額	3,595,066	4,070,801	4,164,003	4,202,407	4,314,699
普通徴収調定額	681,625	742,622	738,999	729,703	710,340
滞納繰越分普通徴収調定額	169,346	168,614	172,535	173,920	171,952
合 計	4,446,037	4,982,037	5,075,537	5,106,030	5,196,991

〔収入額の推移（還付未済額を含む。）〕

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別徴収収入額	3,605,361	4,081,435	4,175,136	4,214,069	4,328,029
普通徴収収入額	592,281	647,035	646,754	636,986	627,276
滞納繰越分普通徴収収入額	22,802	24,057	26,280	25,182	29,726
合 計	4,220,444	4,752,527	4,848,170	4,876,237	4,985,031

〔収納率の推移〕

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年度分特別徴収保険料	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%
現年分普通徴収保険料	86.9%	87.1%	87.5%	87.3%	88.3%
滞納繰越分普通徴収保険料	13.5%	14.3%	15.2%	14.5%	17.3%
合 計	94.9%	95.4%	95.5%	95.5%	95.9%

7 介護サービス事業所

(1) 介護サービス事業所数（平成31年3月末日）

区	分	事業所・施設数
居宅サービス		合計 314
	訪問介護	85
	訪問入浴	3
	訪問看護	33
	訪問リハビリテーション	10
	通所介護	31
	通所リハビリテーション	5
	短期入所生活介護	11
	短期入所療養介護	2
	特定施設入居者生活介護	14
	福祉用具貸与	16
	特定福祉用具販売	17
	居宅介護支援	87
地域密着型サービス		合計 98
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
	夜間対応型訪問介護	1
	地域密着型通所介護	57
	認知症対応型通所介護	12
	小規模多機能型居宅介護	6
	認知症対応型共同生活介護	20
施設サービス		合計 12
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10
	介護老人保健施設	1
	介護療養型医療施設	1

(2) 介護予防支援

中野区内には8か所の地域包括支援センターがあり、介護予防支援事業所として、要支援の認定又は事業対象者の判定を受けた方の介護予防サービス計画を作成している。

平成18年度の介護保険法の改正により、介護予防支援事業所の指定は区の事務とされたが、平成26年度の同法の改正により、運営等に関する基準も区の条例で定めることとされ、平成27年3月に介護予防支援に関する基準として「中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を制定した。

(3) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成 18 年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移管された。

また、平成 24 年度の介護保険法の改正により、地域密着型サービスの運営等に関する基準を区の条例で定めることとされ、平成 25 年 3 月に「中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を制定した。

平成 28 年 4 月 1 日より、介護保険法及び関係省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設された（定員 18 人以下の小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）。

① 地域密着型サービス運営委員会の廃止について

地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の所管事務は、平成 27 年度まで介護保険法により「義務」とされていたが、平成 27 年度の法改正により「努力義務」となった。

委員会に代わるものとして、中野区地域包括支援センター運営協議会を活用することで法の規定を遵守できることになったため、委員会は委員の任期満了日（平成 28 年 3 月 16 日）をもって廃止した。

平成 28 年度から、地域密着型サービス事業者の指定及び基準、地域密着型介護サービス費の支給について必要な場合、中野区地域包括支援センター運営協議会において意見聴取や報告を行っている。

② 日常生活圏域別の開設状況（平成 31 年 3 月末日）

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型共同生活介護	4	72	5	99	6	96	5	63	20	330
地域密着型通所介護	12	151	20	222	18	190	12	129	62	692
認知症対応型通所介護	2	15	3	58	5	53	2	36	12	162
小規模多機能型居宅介護	2	54	2	58	1	29	1	29	6	170
夜間対応型訪問介護	箇所数 1（全域）								1	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 2（全域）								2	—

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

これまで要支援の方に対して、介護予防給付として実施していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、平成27年度の法改正により平成30年度末までに地域支援事業へ移行することとされ、中野区では平成29年4月に移行した。移行した事業は、「予防訪問サービス」「予防通所サービス」として、又、介護予防給付の人員基準等を緩和した区独自基準サービスとして新たに「生活援助サービス」「活動援助サービス」を提供する事業者を指定し、サービス提供を開始した。

事業所数（平成31年3月末日）

区 分	事業所数
予防訪問サービス	68
生活援助サービス	31
予防通所サービス	73
活動援助サービス	3
合 計	175

(5) 施設整備の進捗状況

① 平成30年度施設整備等介護サービス基盤整備の状況

ア 中野区弥生町六丁目福祉施設計画について

東京都住宅供給公社は、公社住宅建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備に活用し特別養護老人ホーム等の高齢者施設を開設した。

名 称：ハートテラス中野弥生町

整備予定地：中野区弥生町六丁目7番

運営事業者：社会福祉法人 サンフェニックス 広島県福山市に法人本部

開 設：令和元年7月開設

- ・特別養護老人ホーム（定員84人）
- ・併設型短期入所（定員12人）
- ・老人保健施設（定員64人）
- ・通所リハビリテーション（定員30人）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・事業所内保育所

イ 国有地（江古田四丁目）活用による特別養護老人ホーム等整備事業

平成 29 年 3 月に中野区が社会福祉法人を公募・選定し国が 5 月に整備運営事業者として決定している。

名 称：(仮称) 江古田園

整備予定地：中野区江古田四丁目 43 番 5、11、12 号（住居表示）

運営事業者：社会福祉法人 東京武尊会

開 設：令和 2 年 4 月開設予定

- ・特別養護老人ホーム（定員 100 人）
- ・短期入所生活介護（定員 12 人）
- ・認知症高齢者グループホーム（定員 18 人）
- ・都市型軽費老人ホーム（定員 9 人）
- ・事業所内保育所（定員 29 人）

ウ 江古田三丁目（区有地）認知症高齢者グループホーム等整備運営事業

平成 29 年 1 月に整備運営事業者が決定し、平成 31 年 3 月に開設した。

名 称：安心ケアセンター・悠遊えごた

整備予定地：中野区江古田三丁目 3 番 21 号（住居表示）

運営事業者：社会福祉法人 悠遊（ゆうゆう）

開 設：平成 31 年 3 月開設

- ・小規模多機能型居宅介護（登録定員 29 人、通い 18 人、泊まり 9 人）
- ・認知症高齢者グループホーム（定員 18 人）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域交流スペース
- ・訪問介護サービス

エ 地域密着型サービス等の開設

平成 30 年度参入中野区地域密着型サービス及び都市型経費老人ホーム整備事業者募集要項に基づき事業者を選定し、平成 30 年 9 月に開設した。

名 称：グループホーム たのしい家 中野江古田

整備予定地：中野区江古田三丁目 3 番 10 号（住所表示）

運営事業者：株式会社 ケア 21

開 設：平成 30 年 9 月開設

- ・認知症高齢者グループホーム（定員 18 人）

② 第7期事業計画期間内の整備の進捗状況

	第7期事業計画整備目標		第7期事業計画期間内の整備（採択）数 （平成31年3月末現在）	
	施設数	定員	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	60	1	—
小規模多機能型居宅介護	2	58	0	0
認知症対応型共同生活介護	4	72	0	0
認知症対応型共同通所介護	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	1	100	0	0
ショートステイ	—	10	0	0

(5) 江古田の森保健福祉施設 ※PFI事業

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づき中野区と社会福祉法人南東北福祉事業団は、江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業協議会を設置し、運営事業について協議している。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団3人、中野区3人の計6人で構成され、平成30年度は運営協議会を2回開催した。

8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

(1) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、介護従事者の定着支援や、職種・職層に応じた研修等を実施している。

① 介護従事者定着支援事業の実施

ア 資格取得経費助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成している。

【実施状況】 申請事業者数：13 事業者

助成人数：30 人

イ 初任者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：26 人

ウ 実務者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：27 人

② 介護人材確保のための助成（介護の魅力発信事業）

平成 29 年度より、中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対し、助成を開始している（上限 250,000 円）。

【実施状況】 介護スタッフのスマイルアップ（介護職のイメージアップ）を印象づけるような手元に残せる紙媒体（12 ページ程度の A5 小冊子）の作成に対し、助成を行った。

③ 研修の実施

ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施している。

【実施状況】

研修名	実施回数	延べ参加人数
管理者研修	1 回	71 人
中堅職員研修	1 回	58 人
新任研修	1 回	60 人
介護従事者研修	4 回	287 人

イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
延べ参加人数	171 人	89 人	85 人	152 人	197 人

※平成 25 年度より 1 回は、「エ ケアマネジャー研修」と同時開催。

ウ 介護従事者育成研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業者数	77 所	75 所	66 所	40 所	55 所
延べ参加人数	86 人	90 人	79 人	56 人	71 人

エ ケアマネジャー研修

居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対して、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアを行うための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	3 回	4 回	4 回	4 回	4 回
延べ参加人数	329 人	406 人	471 人	441 人	573 人

※平成 25 年度より 1 回は、「イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修」と同時開催。

オ 虐待に関する研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護従事者に対して、高齢者虐待について早期発見や対応についての研修を実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所	78 所	93 所	86 所	88 所	93 所
延べ参加人数	103 人	114 人	108 人	110 人	135 人

④ 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ケアマネジャー支援	2,895 件	2,977 件	2,137 件	2,224 件	4,253 件
他機関関連相談	10,810 件	10,474 件	7,824 件	7,885 件	10,257 件

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施している。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	30 回	70 回	121 回	115 回	154 回
延べ参加人数	891 人	2,330 人	2,689 人	2,669 人	3,080 人

⑤ 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発である（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会、グループホーム部会、福祉用具・住宅改修部会、訪問看護部会）。

区では、介護サービス事業者研修を共催で実施するとともに、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

また、平成 29 年度より中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対し、費用助成を開始している（上限 250,000 円）。

【実施状況】 介護スタッフのスマイルアップ（介護職のイメージアップ）を印象づけるような手元に残せる紙媒体（12 ページ程度の A5 小冊子）の作成に対し、助成を行った。

⑥ 後援名義

中野区社会福祉協議会が主催の「中野区福祉のしごと相談・面接会」の開催にあたり、後援名義の使用を承認した。

【事業名】 中野区福祉のしごと相談・面接会

【承認期間】 平成 30 年 7 月 30 日から 9 月 20 日まで

【ところ】 中野区産業振興センター

【対象者】 福祉の仕事に関心のある方、福祉の資格をお持ちの方、学生等

【目的】 区内福祉施設・介護保険事業所等と協力し福祉人材の確保に資すること。

(2) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度に指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー調査を行っている。

表 6 2 介護サービス別調査指導事業所数（平成30年度）（単位：所）

	訪問介護	通所介護	通所 リハビリ テーション	福祉用具 販売貸与	居宅介護 支援	介護予防 支援	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	夜間 対応型 訪問介護	地域密着 型通所介 護	認知症 対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症 対応型 共同生活 介護	介護老人 福祉施設	合計
事業所数	4	3	0	0	14	0	1	1	15	2	2	2	2	46
フォロー指導 事業所数	2	2	0	0	1	0	0	0	17	0	1	6	0	29

(3) 事故報告

平成30年度の介護サービスにおける事故報告は498件であった。サービス種別の受理件数は表63のとおり推移している。平成28年度以降に受理件数が増えた理由は、実地調査時の提出勧奨及び集団指導等における啓発によるものである。

表 6 3 介護サービス別事故報告件数（単位：件）

サービス種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設サービス	216	86	108	85	112
居宅サービス等	110	231	329	302	386
合計	326	317	437	387	498

(4) 苦情調整

介護保険に関して、平成30年度は99件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は表64のとおり推移している。平成28年度に苦情件数が減少した理由は、保険料について、平成28年度から「問い合わせ」「相談」等は対象外としたことによる。平成29年度に苦情件数が増加した理由は、要介護認定や事業所との調整には至らない苦情等も集計対象としたことによる。

表 6 4 苦情申立人別苦情の内訳（単位：件）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本人	152	207	24	43	65
家族	17	9	8	44	26
ケアマネジャー	0	1	0	3	2
事業者・施設	0	0	0	12	1
その他	2	3	1	2	5
合 計	171	220	33	104	99

苦情の内容とその対応状況の推移は、表65及び表66のとおりである。

表65 苦情内容別内訳

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①要介護認定	0	0	0	20	9
②保険料	150	206	24	33	49
③ケアプラン	0	0	0	0	0
④サービス提供・保険給付	21	14	8	38	33
合 計	171	220	32	91	91
(再掲) ●サービスの種類(予防含む)	—	—	—	—	—
居宅介護支援	6	3	0	7	11
訪問介護	4	3	5	8	1
その他	11	8	3	23	21
(再掲) ●苦情内容	—	—	—	—	—
サービスの質	11	3	7	11	1
従事者の態度	6	2	0	6	11
利用者負担	1	2	0	0	2
その他	3	7	1	21	19
⑤その他	0	0	1	13	8
合 計	171	220	33	104	99

表66 苦情への対応

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①申立者に説明・助言	162	210	27	68	81
②当事者間を調整等	8	10	6	33	14
③他機関を紹介等	1	0	0	0	1
④その他	0	0	0	3	3
合 計	171	220	33	104	99

(5) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成30年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は0件であった。

(6) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、1事業計画期間（3年間）を通じての介護保険財政の安定的な運営を支えるため、平成12年4月の介護保険制度開始時に設置された。

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成27～29年度は約22%）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合には介護給付費準備基金に積み立てられ、下回った場合には不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

このような運用により、介護保険の収支を均衡させ、同時に後年度の費用不安に備える機能をもっている。

第2期介護保険事業計画期間（平成15～17年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、3年間で合計327,238,704円を取り崩した。

第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、第3期の3年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、3年間で合計507,077,737円を取り崩した。

第5期介護保険事業計画期間（平成24～26年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、東京都財政安定化基金を活用したことや、第5期の3年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、3年間で8億円の取り崩しを予定していたが、介護報酬が減額改定だったことや、利用者の負担割合が一部2割になったことなどにより、取り崩しはなく、余剰金1,084,339,000円（運用による利息含む）を積み立てた。

第7期介護保険事業計画期間（平成30～令和2年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しを予定している。平成30年度では、計画期間の初年度であることなどから取り崩しはなく、余剰金107,730,271円（運用による利息含む）を積み立てた。

これまでの介護給付費準備基金の運用状況は表 67 のとおりである。

表 67 介護給付費準備基金の運用状況 (単位：円)

		積立て(+)	取崩し(-)	残高
第1期	平成12年度	679,183,637		679,183,637
	平成13年度	318,049,663		997,233,300
	平成14年度		570,229	996,663,071
	第1期中運用果実(利息)	172,163		996,835,234
第2期	平成15年度	19,827,513		1,016,662,747
	平成16年度		193,735,317	822,927,430
	平成17年度		153,330,900	669,596,530
	第2期中運用果実(利息)	2,842,727		672,439,257
第3期	平成18年度	294,526,696		966,965,953
	平成19年度	313,503,277		1,280,469,230
	平成20年度	305,096,002		1,585,565,232
	第3期中運用果実(利息)	14,870,393		1,600,435,625
第4期	平成21年度	33,890,549		1,634,326,174
	平成22年度		200,767,286	1,433,558,888
	平成23年度		340,201,000	1,093,357,888
	第4期中運用果実(利息)	18,410,833		1,111,768,721
第5期	平成24年度	337,208,325		1,448,977,046
	平成25年度	20,483,325		1,469,460,371
	平成26年度	94,634,740		1,564,095,111
	第5期中運用果実(利息)	11,984,610		1,576,079,721
第6期	平成27年度	167,714,555		1,743,794,276
	平成28年度	526,056,923		2,269,851,199
	平成29年度	386,562,221		2,656,413,420
	第6期中運用果実(利息)	4,005,301		2,660,418,721
第7期	平成30年度	105,530,065		2,765,948,786
	第7期中運用果実(利息)	2,200,206		2,768,148,992

※運用

果実(利息)は1期(1~3年分)をまとめて記載している。

※第7期の残高及び運用果実(利息)は令和元年5月末日時点のものである。

9 介護保険制度の広報活動

(1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

(2) 区報掲載

平成30年4月から平成31年3月までに区報掲載した記事は以下のとおりである（現介護・高齢者支援課分を抽出）。

平成30年4月	介護保険料（1期）分の納期限のお知らせ 介護職員研修の受講費用助成のお知らせ 中野区認定ヘルパー養成研修のお知らせ なかの元気アップ体操DVDの製作について 江古田の森公開セミナー
5月	介護保険料（2期）分の納期限のお知らせ 介護保険負担限度額認定申請のお知らせ 江古田の森公開セミナー 大家さんセミナー 三療サービス事業利用案内
6月	介護保険料（3期）分の納期限のお知らせ 介護支援専門員（ケアマネジャー）試験受験要綱配布のお知らせ 65歳以上の方への介護保険料決定通知書送付のお知らせ 担い手養成講座（社協） 住民主体補助金 なかの元気アップ体操ひろばの開催 介護予防事業 江古田の森公開セミナー
7月	介護保険料（4期）分の納期限のお知らせ 負担割合証送付のお知らせ 江古田の森公開セミナー
8月	介護保険料（5期）分の納期限のお知らせ 介護予防測定会 江古田の森公開セミナー 介護予防事業

9月	介護保険料（6期）分の納期限のお知らせ 介護予防事業 東京総合保健福祉センター江古田の森・総合東京病院まつり 敬老事業のお知らせ 地域支援実践講座 江古田の森公開セミナー
10月	「介護の日」イベントのご案内 介護保険料（7期）分の納期限のお知らせ 介護予防生活支援サービス担い手養成講座 （仮称）特別養護老人ホームハートテラス中野弥生町の入所申し込みが始まります 江古田の森公開セミナー
11月	平成29年度介護保険の運営状況の公表 介護保険料（8期）分の納期限のお知らせ 区有地を活用した認知症高齢者グループホーム等の開設に伴う入所の申し込みが始まります 江古田の森公開セミナー
12月	介護保険料（9期）分の納期限のお知らせ 要介護認定調査員（非常勤）募集のご案内 介護給付費通知送付のお知らせ 江古田の森公開セミナー
平成31年1月	介護保険料（10期）分の納期限のお知らせ 介護給付等適正化推進員（非常勤）募集のご案内 介護予防講演会のご案内 江古田の森公開セミナー
2月	介護保険料（11期）分の納期限のお知らせ 介護保険と確定申告の案内 高額医療合算介護サービス費申請のお知らせ 非常勤職員募集（介護予防による地域づくり推進員） 住民主体サービス事業補助制度説明会 江古田の森公開セミナー 高齢者農園利用者募集
3月	介護保険料（12期）分の納期限のお知らせ 65歳以上の普通徴収の方へ介護保険料決定通知書の送付案内 江古田の森公開セミナー

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

(3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

(4) 「介護の日」の啓発活動

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、平成 20 年度より、11 月 11 日が「介護の日」として定められた。「介護の日」には、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護に関わる啓発を重点的に実施する。区では、平成 30 年度の「介護の日」にかかわる啓発事業を、中野区介護サービス事業所連絡会との共催により以下のとおり実施した。

【実施期間】

平成 30 年 11 月 8 日から 11 月 9 日まで

【実施内容】

① 相談コーナーの設置

主任介護支援専門員の協力をうけ、区役所 1 階の区民ホールに相談コーナーを設置して来庁する区民の相談に応じ、地域包括支援センターを紹介する等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレットを展示し、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

② 福祉用具展示コーナーの設置

区役所 1 階の区民ホールに福祉用具展示コーナーを設置し、介護ベッド、ポータブルトイレ等の福祉用具を展示し、使用方法の説明等を行った。また、区役所正面玄関前広場で電動カートの試乗体験や、高齢者疑似体験などを行った。

③ 中野区介護サービス事業所連絡会 PR コーナーの設置

中野区介護サービス事業所連絡会の PR コーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示を行った。

④ 介護サービス事業所見学・体験

区内の介護サービス事業所が主催し、11 月中に行うイベントや施設見学会等についてイベント情報を収集し、パンフレットを作成して区民への周知を図った。

10 介護保険部会

(1) 第8期中野区健康福祉審議会「介護・地域包括ケア部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第8期中野区健康福祉審議会介護・健康・地域包括ケア部会は、平成29年4月14日に発足し、平成30年度については、平成31年2月4日に審議会を開催し、第7期介護保険事業計画の進捗状況等を報告した。

(2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、区内事業者代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第8期保健福祉審議会介護保険部会委員名簿 (※敬称略 平成31年1月)

		職名等 (◎部会長 ○副部会長)
学識者	◎武藤 芳照	東京健康リハビリテーション総合研修所所長、東京大学名誉教授、医学博士
	○岡本 多喜子	明治学院大学 教授
	網野 寛子	帝京平成大学 教授
	和気 純子	首都大学東京 教授
	岩川 真紀	元 こども教育宝仙大学 教授
保健医療・ 社会福祉 関係者	渡邊 仁	中野区医師会
	原沢 周且	東京都中野区歯科医師会
	高松 登	中野区薬剤師会
	長田 久雄	中野区社会福祉協議会
	金沢 美代子	中野区民生児童委員協議会
	渡部 金雄	中野区民の健康づくりを推進する会
	吉成 武男	中野区町会連合会
	宮原 和道	中野区介護サービス事業所連絡会
	南 光保	特別養護老人ホーム浄風園
	藤田 温史	フィットネスデイLispo
	梅原 悦子	中野地域包括支援センター
梁川 妙子	子育て支援の実践者	
公募委員	小笹 敏和	公募委員
	小林 裕子	公募委員
	村上 昌子	公募委員

(3) 開催状況

平成30年度は以下のとおり開催した。

【部会開催状況】

	開催日	主な議題
第10回	平成31年 2月4日	【審議事項】 ・中野区健康福祉総合推進計画2018の進捗報告

		<ul style="list-style-type: none">・平成 30 年度上半期介護サービス・介護予防サービス給付実績の概要について・中野区介護保険サービス等の基盤整備状況・社会体育団体補助金交付について
--	--	--

補足資料

介護保険特別会計の決算状況

平成 30 年度介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

区 分	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	4,848,171,600	4,876,237,500	0.6	4,985,030,900	2.2
2 使用料及び手数料	0	300	—	0	—
3 国庫支出金	4,757,903,579	4,816,197,756	1.2	5,125,287,690	6.4
1 国庫負担金	3,669,525,690	3,487,767,606	-5.0	3,611,591,450	3.6
2 国庫補助金	1,088,377,889	1,328,430,150	22.1	1,513,696,240	13.9
1 調整交付金	928,885,000	958,268,000	3.2	1,064,471,000	11.1
2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	15,258,855	217,193,200	1,323.4	244,781,200	12.7
3 地域支援事業包括・任意交付金	140,164,034	145,161,120	3.6	148,188,040	2.1
4 共通番号制度	3,165,000	845,830	-73.3	0	皆減
4 保険者機能強化推進交付金	0	0	#DIV/0!	45,668,000	皆増
5 介護保険災害臨時特例補助金	905,000	812,000	-10.3	1,228,000	51.2
6 介護保険事業費補助金	0	6,150,000	皆増	9,360,000	皆増
4 支払基金交付金	5,535,129,061	5,714,148,090	3.2	5,652,949,990	-1.1
1 支払基金交付金	5,535,129,061	5,714,148,090	3.2	5,652,949,990	-1.1
1 介護給付費交付金	5,525,561,705	5,439,439,090	-1.6	5,301,182,262	-2.5
2 地域支援事業支援交付金	9,567,356	274,709,000	2,771.3	351,767,728	28.1
5 都支出金	2,977,937,102	3,016,782,310	1.3	3,016,782,310	0.0
1 都負担金	2,900,225,659	2,808,456,000	-3.2	2,899,065,631	3.2
2 都補助金	77,711,443	208,326,310	168.1	227,082,269	9.0
1 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	7,629,427	135,745,750	1,679.2	152,988,250	12.7
2 地域支援事業包括・任意交付金	70,082,016	72,580,560	3.6	74,094,019	2.1
3 介護保険事業費補助金	0	0	—	0	—
4 財政安定化基金支出金	0	0	—	0	—
5 入院病床確保事業	0	0	—	0	—
6 財産収入	1,022,077	783,779	-23.3	2,195,935	180.2
7 繰入金	3,217,805,049	3,429,559,246	6.6	3,429,559,246	0.0
1 一般会計繰入金	3,217,805,049	3,429,559,246	6.6	3,342,217,507	-2.5
1 介護給付費繰入金	2,467,564,325	2,418,580,027	-2.0	2,469,297,093	2.1
2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	4,297,515	132,152,557	2,975.1	150,055,427	13.5
3 地域支援事業包括・任意交付金	65,598,848	71,680,626	9.3	72,703,836	1.4
4 その他一般会計繰入金	629,079,161	756,526,836	20.3	599,307,351	-20.8
5 低所得者保険料軽減繰入金	51,265,200	50,619,200	-1.3	50,853,800	0.5
2 基金繰入金	0	0	—	0	—
1 高額介護サービス費等資金貸付基金繰入金	0	0	—	0	—
2 介護給付費準備基金繰入金	0	0	—	0	—
8 繰越金	462,146,929	319,406,768	-30.9	118,696,972	-62.8
9 諸収入	2,085,834	834,210	-60.0	828,231	-0.7
1 延滞金加算金及び科料	279,918	127,200	-54.6	260,600	104.9
1 第1号被保険者延滞金	159,100	127,200	-20.1	260,600	104.9
2 加算金	120,818	0	-100.0	0	#DIV/0!
2 預金利子	13,218	10,929	-17.3	4,271	-60.9
3 雑入	1,792,698	696,081	-61.2	563,360	-19.1
合計	21,802,201,231	22,173,949,959	1.7	22,331,331,274	0.7

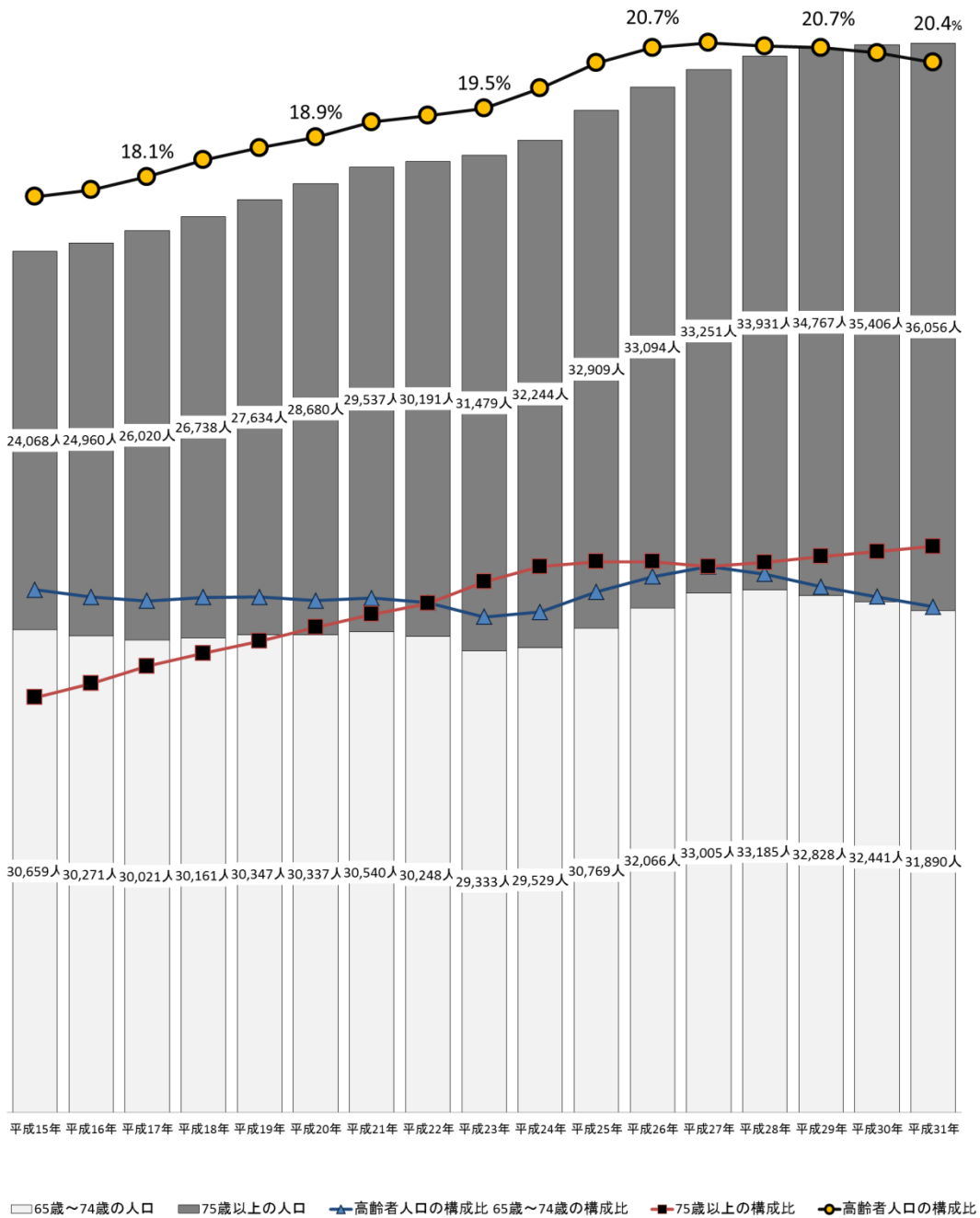
平成30年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	630,305,985	730,911,515	16.0	595,863,116	-18.5
2 保険給付費	19,741,911,739	19,349,608,704	-2.0	19,756,205,394	2.1
1 保険給付費	19,741,911,739	19,349,608,704	-2.0	19,756,205,394	2.1
1 保険給付費	19,717,771,579	19,328,000,424	-2.0	19,734,006,414	2.1
2 審査支払費	24,140,160	21,608,280	-10.5	22,198,980	2.7
3 地域支援事業費	371,887,095	1,425,459,016	283.3	1,578,788,757	10.8
介護予防・日常生活支援総合事業	34,849,524	1,122,854,192	3,122.0	1,200,643,146	6.9
包括・任意事業	337,037,571	368,227,063	9.3	378,145,611	2.7
4 基金積立金	527,079,000	387,346,000	-26.5	107,726,000	-72.2
5 諸支出金	211,610,644	161,927,752	-23.5	73,027,028	-54.9
1 償還金及び還付加算金	186,185,062	159,711,062	-14.2	40,284,069	-74.8
2 繰出金	25,425,582	2,216,690	-91.3	32,742,959	1,377.1
6 予備費	0	0	—	0	—
合 計	21,482,794,463	22,055,252,987	2.7	22,111,610,295	0.3

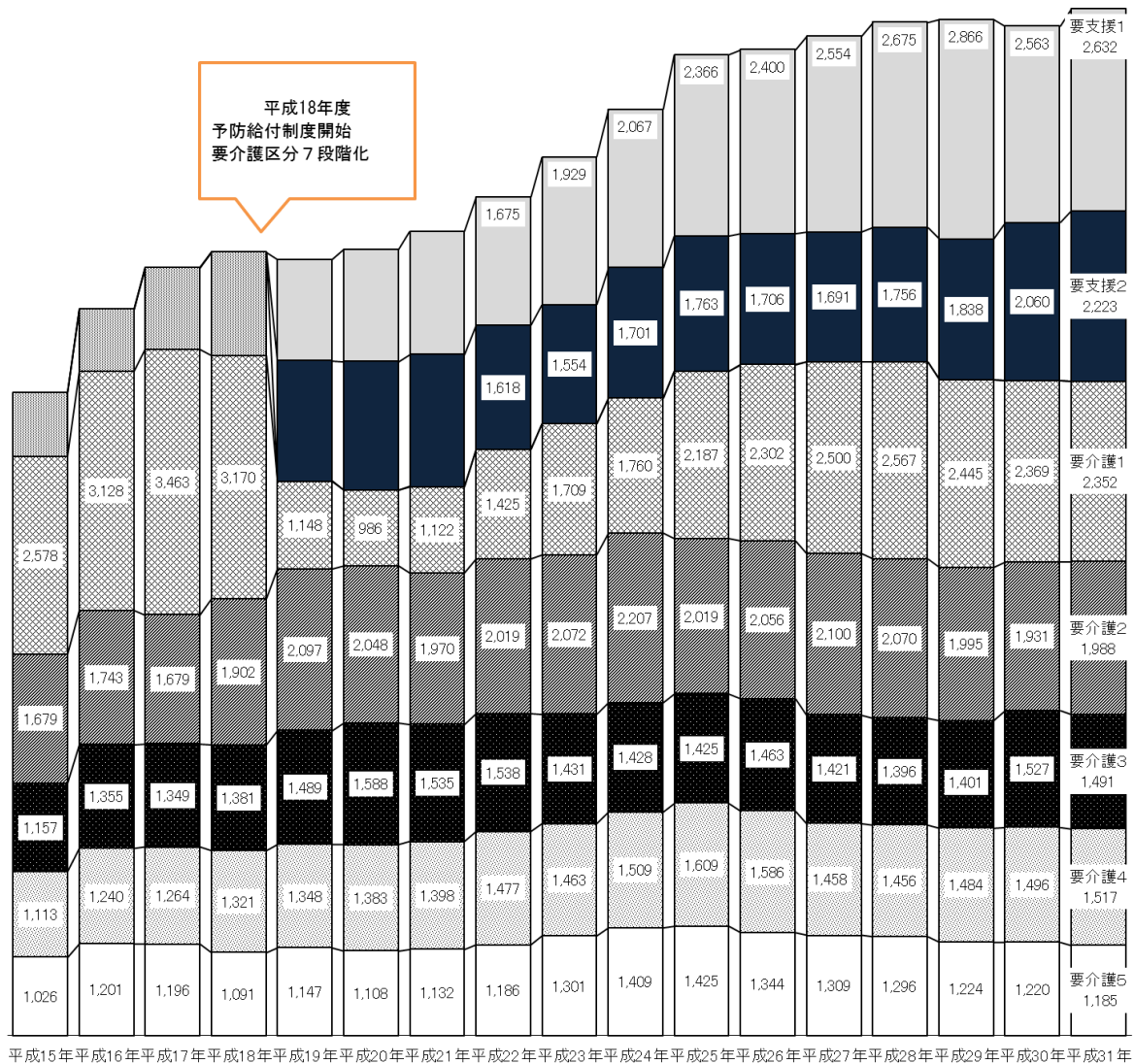
介護保険制度発足後の推移

【中野区の高齢者人口】



※各年 4 月 1 日現在

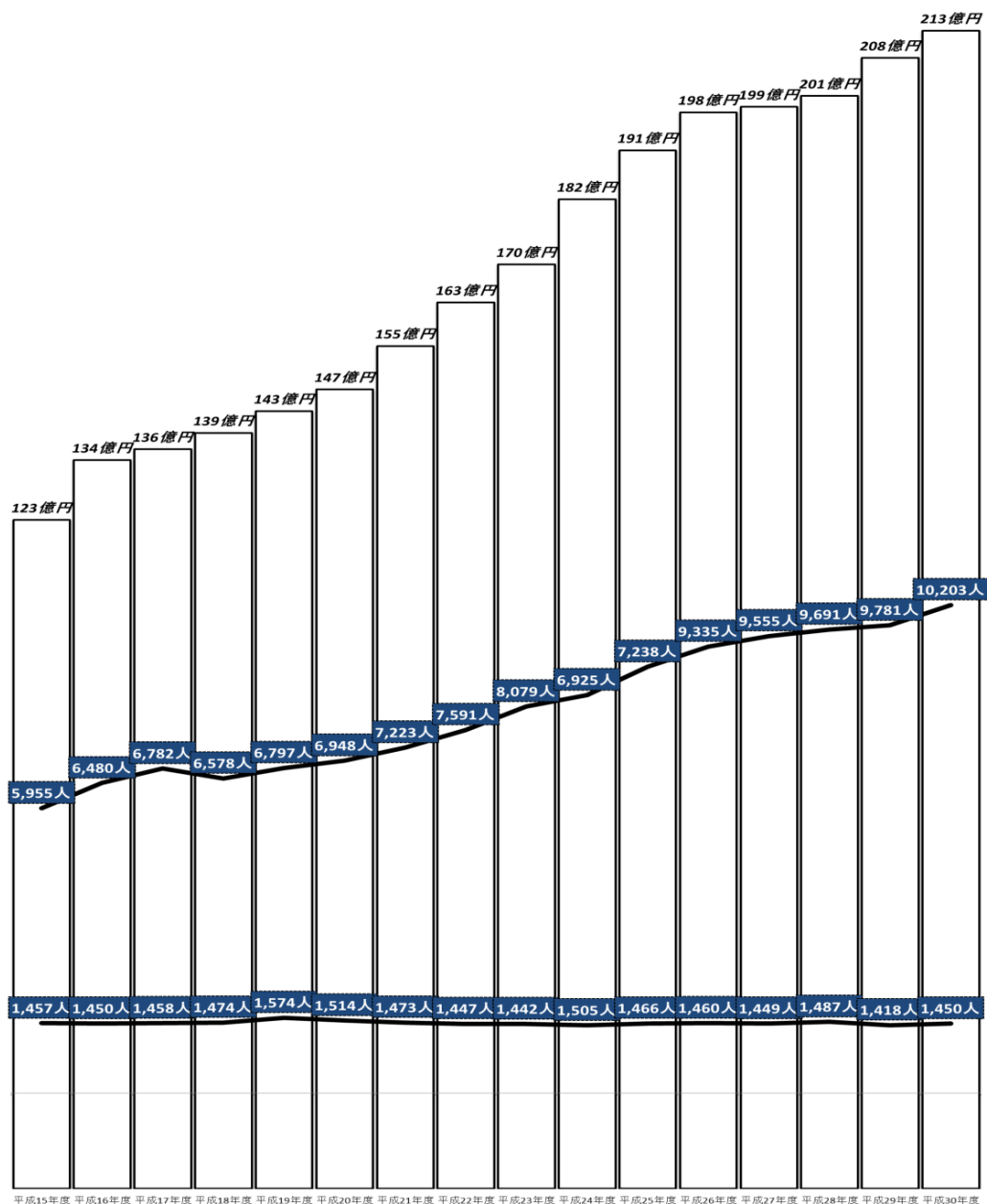
【要介護・要支援認定者数】



※各年3月末日現在

※グラフ中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

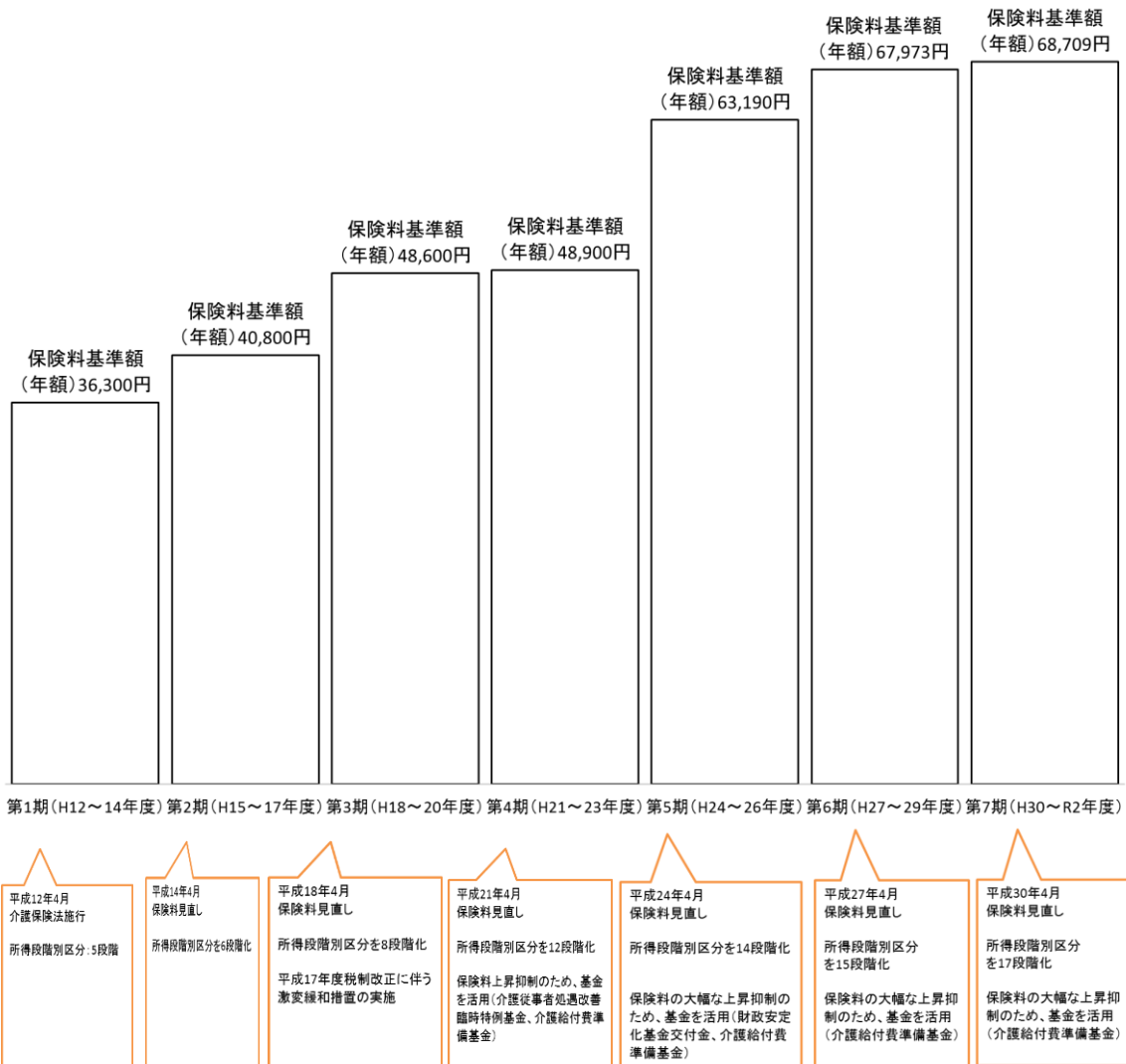
【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



※棒グラフ…各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値

※折れ線グラフ…各年度3月末日現在の介護サービス受給者数

【介護保険料】



※保険料基準額…3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

※所得段階別区分…負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況（平成 30 年度）

令和元年 10 月発行

中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課

31 中地介第 1697 号